

平成25年6月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成25年6月13日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 内藤とし子議員 (1) 平和行政について  
(2) 風しん予防ワクチン助成について  
(3) 西三河地方税滞納整理機構について
2. 鈴木勝彦議員 (1) (仮称)衣浦港高浜緑地整備について  
(2) 衣浦港湾計画の見直しについて
3. 柴田耕一議員 (1) 公共施設あり方計画の検討状況について
4. 浅岡保夫議員 (1) 教育基本構想の進捗状況について  
(2) 地場産業の振興について

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩  
副市 長 杉浦幸七

教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
地域政策グループリーダー	岡 島 正 明
経営戦略グループリーダー	山 本 時 雄
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	内 田 徹
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
情報グループリーダー	時 津 祐 介
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鶴 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
福祉企画グループリーダー	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こ ども 未 来 部 長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
都市整備グループ主幹	田 中 秀 彦
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	神 谷 理

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 一般質問を行います。

12番、内藤とし子議員。一つ、平和行政について。一つ、風しん予防ワクチン助成について。一つ、西三河地方税滞納整理機構について。以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告してある3問について質問いたします。

一つ、平和行政について。

ことしも核兵器廃絶と平和を求める平和行進が5月6日東京夢の島を出発し、東京ヒロシマ幹線コースは5月31日から6月11日まで、あいち平和行進として「原爆の火」を先頭に行進を続け、原水爆禁止世界大会が開かれるヒロシマに向かいました。

去年は、多くの市町村の協力を得て原爆写真展の開催や核兵器全面禁止のアピール署名に取り組んで、秋には1,611人の自治体首長・議長を含む210万1,260筆の署名を国連に提出しました。国連総会議場の入り口には、平和市長会議の署名とともに私たちの署名が入った3mのツイントワーが置かれ、日本国民の願いを世界に伝えています。

1982年、広島・長崎市長が核兵器廃絶への道を切り開こうと、世界各市長に呼びかけて平和市長会議が結成されました。平和市長会議は、反核運動を促進する世界の地方自治体で構成する国際機構です。2013年4月1日現在、世界では5,587人、日本では1,302人の市長が加盟し、愛知県では37人の市長、町長、村長が加盟し、平和市長会議では5,000人突破を記念して全加盟都市での原爆展開催を進めています。ことし2月には、平和市長会議の国内加盟都市会議が日本政府に対して核兵器禁止条約の早期実現に向け、具体的交渉開始のリーダーシップを求める要請書を提

出しました。

このように加盟している市長もふえていますし、何よりも平和を願う気持ちを具体的にあらわすことが大事ではないかと考えます。

そこで、議会の承認は要りません。加盟するのに費用も要りません。本人の意思だけでよいという平和市長会議への加盟について、意思はないか伺います。

2つ目に、「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」パネルの購入、展示、イベントなどの取り組みについて伺います。

昨年、私ども日本共産党市議団は神奈川県秦野市に視察研修を行ってきました。秦野市では、毎年5組の親子に広島へ行って記念式典に参加したり、原爆に遭っていまだに病院に入院している方たちなどと話し合ったり、また帰ってきてからも、市長と反省会というか、感じたことを話し合うなどきちんと総まとめもしています。また、市民一人一人が平和や命の大切さを改めて語り合う機会として、秦野市平和の日を制定し、この趣旨を広めるために毎年さまざまな平和の日事業を行っています。

そこで、秦野市を見習って高浜市でもそのようなイベントや取り組みをしてはどうかと思いますが、当局の見解をお聞かせください。

また、教育委員会の関係では、教育の中で原水爆禁止協議会の中でお話を聞かせている方たちがみえますので、実際、原爆に遭った、ピカドンに遭ったという方たちの生の声を聞いてもらうことを最近では実施しているのでしょうか。原爆に遭った方たちも高齢になって、いつまでお話を聞くことができるかわからない状況になっています。ぜひ取り組んでいただきたいと考えます。

2つ目に、風しん予防ワクチン助成について。

最近、風しんが流行しており、愛知県知事も妊婦さんが風しんにかかると先天性風疹症候群になるおそれがあるということで、予防接種の助成を行うことを決めました。

新聞を見ると、愛知県でも風しんにかかった人が多くなり、県がワクチン助成をすることになりました。県内でも、名古屋市は免疫があるか調べる抗体検査費用を自己負担してもらってワクチンは全額補助とか、いろいろな情報が飛び交っていますが、県下の状況についてお示してください。

2つ目に、風しん予防ワクチン接種の助成はどのようにされるのか。対象者は、接種の範囲は、具体的に費用はどれくらいで、補助は県がどれだけ、市がどれだけ、自己負担はどれだけなのか、もっと具体的に明らかにしてほしい。さらに、生活保護を受けている方、非課税世帯など低所得者の方たちはどのようなのか、償還払いにするのか現物給付にするのかなど明らかにしてください。

23歳から25歳は幼児期に個別接種をしている。25歳から34歳は中学生のときに個別に注射をしている。34歳から51歳くらいでいうと、中学生のときに集団で1回注射をしているといったぐあ

いで、その間に入る人は男性も女性も免疫がない可能性があり、もう一度ワクチンをきちんと打ったほうがよいというのが専門家の意見のようであるが、どのように考えているのか見解をお示しください。

国の助成について、国は子育て支援など言葉ばかり並べ立てていますが、子供の命や健康にかかわるものについては、もっと積極的に助成を行うべきだと考えます。国にも助成をするよう求めるべきです。お答えをお願いします。

次に、西三河地方税滞納整理機構について。

一昨年から始まった地方税滞納整理機構は、ホームページでは、愛知県と市町村で構成される市税等の滞納整理を行う専門組織として催促など市からの催告に応じない人、納税の相談をしても約束を守らない人など、悪質な滞納者を市町村から移管し、財産を調査して差し押さえや公売の処分を強力に行います。また、滞納者の自宅などを検索することなども行いますとしています。また、機構の運営要領では、基本方針として、差し押さえを前提とした納税折衝、少額分納には応じないなど極めて厳しい姿勢が明記されています。

そこで、1つ目、西三河地方税滞納整理機構に送った件数、引き継ぎ方法についてお示しください。5市の移管した件数と引き継ぎ方法などについて伺います。

次に、滞納整理機構への移管等について、移管などの流れはどうなっているのか伺います。

次に、滞納整理機構の対応について。

昨年については議員の同席も認めていたのに、ことしになった途端に本人が了承しているにもかかわらず同席を認めないというのはなぜですか。機構は、納税者と話をする際、頑強に納税者の付き添いを認めず、密室で納税者1人きりでないと話に応じません。安城にある西三河地方税滞納整理機構でも、S氏が「ここでは私が責任者ですので、私がだめと言ったらだめです。付き添いは電話でもお断りしていますので、もし付き添いが要るようであれば、話し合いはお断りいたします」などと言われました。そうすると、密室で納税者1人きりでないと話し合いには応じてくれません。そうすると納税者は知識もなく、差し押さえをちらつかされて話をさせられるので、有効な反論をするのは難しいのが実態です。中には、滞納している人は犯罪者だと侮辱されたと訴える方もいますが、密室での発言のため、機構側に、そんな発言はしていないと否定されると、うやむやにされてしまいます。もし機構の密室対応が自分たちの不当な言動をごまかしたり、納税者の正当な反論をさせないための措置だとすれば恐ろしいことではないでしょうか。

西尾張地方税滞納整理機構は、当地の民主商工会が機構に改善の要請をするため申し入れを行いました。機構側は、機構を悪と決めつけている団体とは懇談する必要を認めないと話し合いすら拒否しました。批判すら受け付けない恐るべき独善体質の象徴と言えるのではないのでしょうか。任意の団体が納税者を脅したりすることはできないはずですよ。お答えください。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 市民総合窓口センター長。

〔市民総合窓口センター長 大岡英城 登壇〕

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 皆さん、改めておはようございます。

それでは、順番が逆になりますが、内藤とし子議員のご質問の3問目、西三河地方税滞納整理機構について、まず（1）滞納整理機構に送った件数、引き継ぎ方法についてと（2）滞納整理機構への移管等については、関連上、一括でお答えいたします。

愛知県地方税滞納整理機構は平成23年4月1日に設立しておりますが、愛知県下全54市町村のうち参加団体数は平成23年度に43団体、平成24年度が47団体、本年度は48団体で、毎年少しずつふえている状況であります。

それでは、高浜市が加入しています愛知県西三河地方税滞納整理機構について御説明申し上げます。

なお、正式名称は愛知県西三河地方税滞納整理機構でございますが、以後は滞納整理機構と略させていただきますので、御了承願います。

まず、市から滞納整理機構へ引き継ぐ案件の選定基準から申し上げます。引き継ぐ案件の選定につきましては、滞納整理機構の運営要領により次のように定められております。

①原則として、個人住民税の滞納があり、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及びその他の市税と合わせた滞納額の本税額が50万円以上である事案で、かつ徴収が困難と認められるもの。

②滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認められるもの。

③滞納者の住所又は所在地が愛知にあるもの。

④その他いずれにも該当するものとして、ア、滞納者の所在が明らかなもの、イ、時効が完成していないもの、ウ、執行停止相当でないもの、エ、徴収猶予又は換価猶予中でないもの、オ、納付又は納入の受託中でないもの、カ、課税不備・督促状未発送でないもの、キ、不服申立又は訴訟中でないものなどが原則として選定基準となっておりますが、最終的には、県と市町村の協議により決定することとしております。

続きまして、本年度滞納整理機構へ引き継ぎをした手順及び引き継ぎ件数について申し上げます。

先ほど申し上げました選定基準を参考とし、本市の滞納者の中から滞納残額が減らないような少額分納者、分納の約束を守っていない滞納者、納税相談に来庁しない滞納者、これらを滞納整理機構の移管対象者として財産調査を実施いたしました。その後、本年4月16日に滞納整理機構への第1次引き継ぎ予定者である15世帯宛てに引継ぎ予告通知書兼納付催告書を特定記録郵便扱いとして送付しております。

発送者15世帯のうち1世帯は予告効果により本税を完納、1世帯は住所不明であったため、こ

の2世帯を滞納整理機構の引き継ぎ予定者から除外し、残りの13世帯分を4月末日に滞納整理機構へ引き継いでおります。

今後の引き継ぎ予定であります。6月10日ごろ第2次引き継ぎ予定者20世帯に対し引継予告通知書兼納付催告書を発送し、滞納整理機構には6月21日を期限に引き継ぎをいたします。その後、8月12日ごろ第3次引き継ぎ予定者17世帯に引継予告通知書兼納付催告書を発送し、滞納整理機構には8月22日を期限に引き継ぎをいたします。

本年度、本市から滞納整理機構へ引き継ぐ件数は、ただいま申しあげました第1次引き継ぎとして13世帯、第2次引き継ぎとして20世帯、第3次引き継ぎとして17世帯の合計50世帯を予定しております。この50世帯は昨年度と同様の世帯数であります。

なお、他の西三河5市は全て1市当たり110件を予定しております。

次に、滞納整理機構へ移管する効果でございますが、移管の目的は、大別すると収入未済額を減らすことと派遣職員の技術向上の2点がございます。

移管目的の1つ目である収入未済の減について申し上げます。まず、滞納整理機構で案件を処理することを予告することにより、自主的な納付や納付誓約書が期待できるという納税者に対するアナウンス効果があります。それと同時に、市では処理困難な事案の滞納整理による直接効果があります。

それでは、収入未済額の減につながる収入額の具体的な数字についてであります。滞納整理機構全体では、平成23年度実績として収入額3億4,616万520円で、徴収率が29.6%、そのうち高浜市分として収入額2,934万4,426円で徴収率が38.0%でありました。

御存じのとおり平成23年は東日本の大震災や急激な円高、タイの洪水など日本経済に大きな影響を与える出来事が多数ありました。このためトヨタ自動車関連の法人や勤め人の多い当地域ではかなりの影響もあり、法人は仕事が激減し、個人は給与の減少など、滞納整理機構職員と滞納者との折衝でも、何度も同じ話を聞いたとのことであります。

このような状況下での滞納整理機構全体で徴収率29.6%は、徴収努力の結果のあらわれであると認識しております。

平成24年度の実績では、滞納整理機構全体では収入額4億3,021万5,313円で、徴収率が44.3%、高浜市分として収入額2,291万8,396円で徴収率が51.6%でありました。

次に、移管目的の2つ目である派遣職員の技術向上であります。高浜市のように住民と行政の距離が近過ぎて滞納処分を行いにくいという面や、職員の経験が短いことから徴収技術やノウハウが不足している面も少なからず存在します。こうしたことから、愛知県職員や他の5市の税務職員と協働して滞納整理実務を積み重ねたことは、派遣職員にとって徴収技術の向上につながったものと捉えております。

また、徴収技術及びノウハウを身につけた職員が高浜市に戻り、同僚職員にその技術を伝える

ことにより高浜市全体の徴収力の向上が図られたものと考えております。

以上のことから、滞納整理機構への移管については一定の成果を果たしていると認識しておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

続いて、(3)滞納整理機構の対応についてお答えいたします。

初めに、滞納整理機構における滞納整理班の構成を御説明いたします。碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、そして高浜市の6市から派遣された6名と愛知県職員の2名の合計8名が愛知県職員のチームリーダーのもとで、4名ずつ2班に分かれて滞納整理に当たっております。

なお、滞納整理班には管理者を置いており、愛知県西三河県税事務所安城徴収課長を充てております。

次に、滞納整理機構の平成25年度の基本方針といたしましては、県と機構参加市が協働して厳正な滞納整理を実施することにより、徴収の公平性の確保と収入未済額の縮減を図ること、滞納事案を進める過程で蓄積したノウハウ等を県と参加市とで共有し、徴収技術の向上を図ること、滞納整理機構参加市の緊密な連携のもとで、当地域での滞納を許さない機運の醸成と納税秩序の確立を図ることとしております。

また、滞納整理の目標といたしましては、1つ目として、滞納整理機構参加市からおおむね600件の徴収困難な事案を引き受け、1年以内での完結を目指して滞納整理を進めること、2つ目として、前年度実績を踏まえながら、より高い目標を目指していくこと、3つ目として、滞納事案に応じた的確な執行停止と不納欠損処理を行うこととしております。

次に、滞納整理の基本方針は、差し押さえを前提とした納税折衝、少額分納には応じない、集金徴収は行わない、延滞金の確実な徴収、適正な時効管理、適正な執行停止を掲げております。

内藤議員御質問で、滞納整理機構と滞納者との間で納税相談の際、第三者の立ち合いを認めないとお話ですが、基本的には納税者の関係者、つまり経理担当者や事業主の立ち合いは認めておりますが、第三者の立ち合いは認めていないとのこと。第三者を立ち合わせない理由としては、第1に滞納者のプライバシーの保護の観点、第2点に納税者との折衝がスムーズに行われたいとのことであるので、御理解くださるようお願いいたします。

内藤議員は滞納整理機構の取り立ては厳しいとの御指摘ですが、滞納整理機構では、税を完納されている善良な納税者と公平性の観点から、納税能力のある滞納者にはあらゆる手を尽くして納税していただくことを基本姿勢としております。さらに、滞納整理機構では自営業者、給与所得者、年金生活者、零細企業、大企業などで対応が異なることなく、納税の相談をされた納税者の方が納税できる状態であるか否かを把握するための調査もしており、納税された方が生活に困窮することがないよう最善の注意を払いながら、地方税法や国税徴収法の規定を遵守して徴収業務を行っていることを伺っておりますので、御理解くださるようお願いいたします。答弁とさせていただきます。



〔市民総合窓口センター長 大岡英城 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 続きまして、内藤とし子議員の1問目、平和行政についてお答えさせていただきます。

平和行政につきましては、過去に幾度となく日本共産党市議団から御質問をいただいております、昨年6月にも同僚議員であります鷺見議員から御質問がございましたので、繰り返しになる部分もございますが、御了承いただきたいと思います。

終戦から67年が経過し、我が国は先人たちのたゆまざる努力によって目覚ましい発展を遂げ、人々は豊かで平和な生活を享受し、今日を迎えております。しかしながら、昨今ではシリアやアフガニスタンなど中東から西アジアにかけて不安定な情勢が続く中で、本年1月にアルジェリアの天然ガス関連施設で起きた日本人10人を含む39人の命が奪われた人質事件が世界を震撼させたことは記憶に新しいところであります。

また、我が国を取り巻く情勢におきましても、本年2月の北朝鮮による核実験の実施、5月の短距離ミサイルの発射、中国の海洋進出の活発化など我が国の安全を脅かす問題が発生しており、恒久平和の大切さを改めて認識しているところであります。

御質問の（1）平和市長会議への加盟についてでございますが、平和市長会議の活動につきましては、連帯を通じて核兵器廃絶に対する市民意識を国際的な規模で喚起し、恒久平和の実現に向けて取り組んでおられるなど、大変意義深いものと承知いたしております。

そこで、行政として平和行政にどのような考えで取り組んでいくかということですが、地方自治法第1条の2第1項におきまして、地方公共団体の役割について、住民福祉の増進を図ることを基本として、地方における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うと規定されております。

住民福祉の基本は、まず何よりも住民の皆さんが平和な中で安心して暮らせるまちをつくることであると考えておりますので、平和市長会議に加盟する、しないにかかわらず、地域住民の安全・安心をどう守っていくかということを基本として、これまでどおり現状の中で住民福祉の増進を図るための行政を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、（2）「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」パネルの購入と展示、イベントなどの取り組みについてお答えいたします。

本市では、平和啓発の推進に関する取り組みといたしまして、過去にかわら美術館において戦争と平和をテーマとした企画展を随時開催し、多数の御来場をいただいているところであります。かわら美術館における戦争と平和をテーマにした企画展といたしましては、平成22年度には、ひめゆり平和への祈り「沖縄戦から65年」と題して、昭和20年に沖縄での地上戦で負傷兵の看護に当たった沖縄師範学校女子部の教師・生徒、いわゆるひめゆり学徒、既に生存者は80歳を超えて

おられますが、このひめゆり学徒生存者の方による講演会なども取り入れた企画展を開催し、9,000人を超える方々にごらんいただいております。

また、昨年度では「私の8月15日展」と題して、日本の代表的な漫画家や作家127名の方々が自身の昭和20年8月15日の記憶を絵画的手法を駆使して表現し、平和を希求するメッセージをイラストや絵手紙で紹介する展覧会を開催し、約1,800人の方々にごらんいただいております。

次に、小・中学校における平和教育の内容について申し上げますと、教科指導の中では、国語科、社会科、道徳、総合的な学習の時間などの授業や全教育活動を通して命の大切さ、他者尊重、国際理解、人類愛、世界平和などに関する学習を展開しております。

平和教育の前提にあるのは、お互いの立場、考え方の違いを理解し、尊重することにあります。例えば男の子と女の子、運動の得意な子とそうでない子、日本人と外国人など、それぞれの違いを認め、尊重することを児童・生徒の実態に応じて繰り返し学んでおります。

こうした中で対話することの重要さと合理的な解決の糸口を学んでいく過程を通して、命の大切さ、相手を思いやり尊重する気持ちが育まれていくものと考えております。

具体的に、高取小学校での取り組みを申し上げますと、総合的な学習の時間の6年生の学年目標を「過去に学び平和な社会を築くための未来を考えるとともに、自分たちの関心に基づく課題を解決するための情報処理能力を高める」と定めるとともに、その活動テーマを「平和な未来に向かって」と定め、歴史を学びながら自分の生き方を考えたり、平和を守るために自分たちにできることを考えたりしています。

このように各学校におきましては、児童・生徒の実態を踏まえ、一人一人の心の教育に力を入れ、心に響く指導を行っているところであります。

以上、平和行政の取り組みについて申し上げましたが、いずれにいたしましても平和行政の推進につきましましては、これまでもかわら美術館での企画展や小・中学校での平和教育などを通して計画的に取り組んでいるところであり、教材や資料等についても不足しているとは考えておりませんので、今のところ原爆パネルを購入し活用していく予定はございませんので、よろしくお願いをいたします。

次に、秦野市における原爆の日にあわせて被爆地広島を訪問し、原爆ドームや平和記念資料館などの見学を行う「親子ひろしま訪問団」を初めとするイベントを通じた平和啓発の取り組みを高浜市でも実施してはどうかという御質問でございますが、平和行政に対する取り組みにつきましましては、100の自治体があれば100通りの内容がございますので、本市におきましてはこれまでどおり、かわら美術館において戦争や平和をテーマとした企画展を随時開催していく中で、平和について改めて考えていただける機会を提供してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、行政をお預かりする立場として、これからも常に高浜市が平和な中で市民の皆様とと

もに発展していけるよう、市民福祉の向上を図るための行政を推進していくことを基本的な姿勢として、平和行政もあわせて推進してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 続きまして、2、風しん予防ワクチン助成についてお答えさせていただきます。

なお、ほかの議員との御質問の関係で答弁が重複するところがありますことをあらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、（1）風しん予防ワクチン接種の助成における県下の状況についてお答えさせていただきます。

今回の風しんワクチンの接種助成につきましては、愛知県知事が5月16日の記者会見において、風しんワクチンの接種助成を行う市町村に対し補助を行うことを表明し、市町村に対して、遅くとも7月から助成事業を実施してほしいと要望されたことから始まりました。現在、県による市町村への事業への意向確認などが行われておりますが、県内で実施をしないと表明している市町村はお聞きしておりませんので、高浜市を含め県内の全ての市町村が実施するものと思っております。

また、昨日の一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、予防接種法の中で、風しんは感染拡大の防止に重点を置くA類疾病として分類されており、市が単独で実施をしていくというより県全体として取り組むことが感染拡大の防止につながるものと考えております。

次に、（2）風しん予防ワクチン接種の助成はどのようにされるのかについてお答えさせていただきます。

平成25年5月29日付で県は風しんワクチン接種緊急促進事業費補助金交付要綱を制定しており、助成対象者は妊娠を予定又は希望する女性とその夫としております。また、助成額は市町村が助成した額の2分の1で上限は2,500円で、具体的には、通常風しんワクチンの接種費用は1万円程度であることから、県と市がそれぞれ2,500円ずつを負担し、本人の負担は5,000円で接種を受けることができるというものでございます。

接種ワクチンの種類については、風しん単独ワクチンに加え、今回の助成についてはMRワクチン、麻しん風しんの混合ワクチンでの接種も可能としております。

次に、市民の方への具体的な助成の流れですが、対象者の方は医療機関で接種費用の全額をお支払いいただき、その後いきいき広場の保健福祉グループに領収書をお持ちいただき、市が申請に基づき助成費用をお支払いするという償還払いにより行ってまいります。

さらに、県の助成制度を受け、高浜市では対象者に妊婦の夫を加えて対象範囲を拡大すること、次に低所得者助成として生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、上限1万円の接種費用

助成を行っていくことの2点について手厚くしてまいります。

また、県の要綱の適用日が6月1日とされたことから、市としましても対象者を遡及して適用し、6月1日以後に接種を受けられた方には接種費用の助成を行ってまいります。

次に、(3)国の助成についてお答えさせていただきます。

平成25年4月より子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの3ワクチンが定期接種化されたことは議員御承知のとおりです。とりわけ定期の予防接種については、地方自治法上も自治事務として区分され、市町村が実施主体とされております。財政負担についても市町村が負担しており、予防接種に対する直接的な国の補助制度はありません。

予防接種制度につきましては、先ほど申しあげました子宮頸がんワクチン等3ワクチンの定期化や不活化ポリオワクチンの導入など制度が大きく変わり、市の財政負担も増加しております。引き続き全国市長会などを通し、国へ財政措置を講じるよう要望してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 平和行政について伺います。

かわら美術館での取り組みをお話されまして、ひめゆりのときにはたくさんの方がみえまして、随分離れた地域の方もおみえになったことは、その後も「私も行きました」というようなお話を聞きまして存じていますが、特に敗戦記念日、終戦記念日を中心として毎年こういう取り組みをするのが、やはり啓蒙活動を行う上でもいいのではないかということを思います。

それから、平和市長会議への加盟についてですが、要するに市の姿勢として平和についても同じようにやっていくというお話ですが、市長の姿勢として、やはり口で幾ら言っても、それは口で言うことになりますので、具体的な姿勢として、ぜひ加盟をしていただきたいというふうに思います。

それから、原爆と人間のパネルの問題ですが、やはり市がこういうものを購入して、年によって違うこともありますし、同じところでやることも、それは自由なんです、ずらっと並べて皆さんに見せるということをやられるだけでも随分影響があると思いますので、その点ではどうなのかお示してください。

○議長（内藤皓嗣） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 原爆パネルの購入ということでございますが、原爆パネルというのは平和を啓蒙するツールの一つという認識をしております。さまざまなツールがございますけれども、原爆パネルにつきましては、もし使うとしたら愛知県のほうでも貸し出し等々を行っております。また戦争に関する展示資料や戦争体験のビデオなどの貸し出しも行ってまいりますので、本市で購入して展示するという考えは持ってございません。

なお、答弁の中にございましたように、現在、資料や教材等々は不足しておりませんので、現

在、原爆パネルを活用するという考え方もあわせて持ち合わせていないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 県のほうから借りることもできると言われましたが、この「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」というパネルは、原水爆禁止協議会の方たちが中心になってつくられたもので、やはり原爆の悲惨さ、戦争の悲惨さについて非常に厳しい視点が貫かれていると思います。そういう点で、そういうものを、知立市なども8月になるとこの原爆のパネル展をやっているんですが、そういうのも見られたことはあるのでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 原爆パネル展につきましては、愛知県のほうから貸し出しておりますのでということで紹介を受けたことはございますけれども、実際のパネルといたしますのは、行脚に来たときに少し説明いただいた程度でございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ぜひ知立市などでもやってみえますので、担当の方も見ていただきたいのですが、特に市長にもそのパネル展を見ていただきたいと思います。

それから、次に風しん予防ワクチンに移ります。

風しん予防ワクチンの件はよくわかったんですが、周知はどのようにされるのかお示してください。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 周知の方法につきましては、昨日の一般質問のほうでもお答えをしておりますが、7月1日号の広報に事業のあらましを掲載させていただき、またホームページについても早急に掲載をしていく、乳幼児健診等また保健事業などにおいてチラシを配布していくこと、医療機関へのポスターの掲示、こういったことから始めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 各開業医の皆さんのところなどにそういうのを張り出すというような予定はありませんか。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 先ほど申し上げましたように、医療機関へのポスター掲示ということで、開業医の先生方に掲示をしていただくことをお願いしていきます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ぜひこの件は、風しんが余り広がらないことも大事ですし、子供が障がいを持って生まれるというような悲惨のことがないようにすることも大事ですし、ぜひやっ

ただきたいと思います。

西三河地方税滞納整理機構について伺います。

この送った件数、引き継ぎ方法についてですが、いろいろな方たちが送られるわけですが、各市から110人、高浜市が50人ということなのですが、例えば安城市と知立市は人口も違いますが、それでも同じように110人という数で出しているのでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鵜殿 巖） 安城市と知立市につきましても、高浜市以外は全て110件ということで引き継ぎをしております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 安城市と知立市、かなり人口が違うと思うんですが、それでも刈谷市もそうですし西尾市も、みんなそれぞれ人口が違いますし、高浜市が少し人口が少ないということはあるんですが、どこも同じ件数を出しているというふうに言われますが、それは少し機械的といえますか、そういう感じがいたしますが、どうなのでしょう。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鵜殿 巖） 機械的ではないかというお話なんですけれども、当然高浜市以外、よその市もそうなんですけれども、110件で50万円以上、それに選考基準の送る該当の方がみえるわけではございません。110件以上の方が、数百件の方がおみえになります。その中で上限を110件と、それで均等に負担金についても人口割と引き継ぎ件数、それで割っておりますので、そういった兼ね合いもございますので、そういった110件で統一しているということでございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 税金を払えるのに払わないという納税者には必要な措置でもあると思います。でも、去年は収入があつて担税能力はあつたと。でも、ことしは収入が減ってしまった、仕事が減った、そういう支払い能力がない人、払いたくても払えないという事情のある納税者には、こういうやり方は不適切だと思んですが、安城市なんかは18万人、ことし100人出してもまだほかにいるからという言い方をされましたが、払いたくても払えないという納税者に対して一括で払えとか、3回の分納で払えと言われても、それは無理な話で、そんなことは滞納整理機構だってわかっているはずなんです。でも、幾ら言ってもそんな訴えには耳も貸さなくて、払わなければ差し押さえというように脅されて、どこかから借りてでも払えというように迫られる。こんなことが公権力によるとなれば、脅迫としか言いようがありません。

払いたくても払えないという納税者にとって、差し押さえられる財産等は毎月の給料や売掛金などしかないわけです。給料はもちろん自営業者の売掛金も余裕のあるものではなくて、毎月の仕入先の支払いや従業員の給料、それから生活費でみんな消えていくものです。これが差し押さえられたら、従業員や仕入先家族は一体どうやって生きていけばいいのでしょうか。まるで役所

が失業者をつくっているようなものではないでしょうか。

そういうふうを考えるんですが、もともと機構は滞納処分を前提とした納税折衝や少額分納に応じないというのが基本方針ですから、それにふさわしくない事案は、市町村が対応すべきだと思います。市町村は機構に送った事案は、市町村ではどうしようもない、相談に応じないとかたくなに拒否しますが、市町村であれ機構であれ生存権を脅かす徴税はあってはならないと、納税者の実情に即した対応をとることが国会で正式に表明された政府の方針です。

例えば平成22年3月24日に参議院総務委員会で山下議員の質問で、ちゃんと生活し営業を続けてこそ納税ができ、市町村の財政にもプラスになると言われています。ですから、そういう徴税をしないでほしいと思いますが、そういう点ではどうお考えなんですか。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鵜殿 巖） まず、税というのは基本的にお支払いいただくということを考えていただきたいと思います。きちんと納期までに払ってみえる方との公平性の観点からどうするかといったところから考えていただければ、当然税というのは払っていただくというのが建前でございます。

それで、機構のほうの取り立てが厳しいということでございますけれども、機構も当然基本的には一括納付、全額納付というのが建前です。高浜市に來られた滞納者の方についても、まず最初は一括納付してくださいと、それでもだめであれば、分納でいいですよ。ただ少額分納を許さないとか少額分納がだめだというのは、例えば1年に10万円の新しい税が発生します。毎年5万円しか払わなければ、5万円というのがふえていきます。それが毎年毎年積み立てれば、当然のことながら滞納額というのは、幾ら分納していてもふえていく形になります。それで延滞金、今回の税制改正で下がるとは言えども14.6%の延滞金がかかると。そういったことから考えて、逆に借入れで安い金利で借りられるのであれば、そういったものを利用して払ったほうが将来的には滞納者のためになるということを行っているのであって、何も生活が、要は生存権の憲法25条ですか、それを脅かすまでのことはしていないというふうに私どもも理解しております。

それで、先ほど国会のほうの答弁の話が出たんですけれども、私もちょっと議事録のほうを見させていただきました。生存権は脅かすような徴税があってはならないというふうに当時の副大臣の方が言っておみえになりますけれども、ただ原口国务大臣が地方税の徴収体制、それを滞納機構でやることは有効な手段だというふうな、一方では発言もしてみえると。私もそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほどの件ですが、2番のところ滞納整理機構への移管等についてというところで、滞納整理機構へ移管した場合に、要するに配達証明といいますか、滞納整理機構

へ送りますよという案内を出すと思うんですが、送った場合にどのようにされているのか。先ほど何か、みえないということで数を減らしたということが出ていましたが、送れば届いたというふうに認めるのかどうか、そこをお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鶴殿 巖） 先ほどの答弁で減らしたという、要は15世帯を2世帯減にしたということで、1件は完納された方、1件はみえないというふうではなくして行方不明であったと。だから行方不明であれば、当然機構に送ることはできないということになります。

今まで普通郵便で送っていたんですけれども、各市が特定記録郵便を使っているということでありましたので、高浜市の場合も配達日のわかる特定記録郵便で送らせていただいているということでございます。それが着いたかどうかということ、見ているか見ていないかというところまでは、通知した以後に電話しているというようなことはございません。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先日、私どもに相談があった方ですが、2階建てで下に義理のお父さんやお母さんが住んでいると、上に自分たちが住んでいるということで、届いたんだろうけれども、自分が見ていないというようなことが、お父さんたちが片付けてしまった可能性があるというお話がありました。そういうこともありますから、やはり事業主でいえば、1日休めば、それがまた生活にも影響するわけですから、こういうのが届いたと思うけれどもどうなんだというような、一度確認の電話をされてはいかがかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鶴殿 巖） 今2世帯で届かないということなんですけれども、そもそもが今回引き継ぎを予告している方たちというのは、これまで催告しても納税相談にもおみえにならない方が対象になっています。仕事で忙しくてなかなか平日は来れないということをおっしゃられますけれども、土日も市役所のほうは開庁しております。だから土日のときに役所におみえになれば、納税相談も受けさせていただくということになりますので、その辺のところは御理解いただきたい。

それで、届いたかどうか電話しても、電話がなかなかつながらないだとか、そういったこともあります。私どもは十分に送る前には期間があって、役所に納税相談に来られるチャンスというのはあったとっておりますので、その間に来れなくて、いざ滞納機構のほうから通知が来たら、その分は見たと、役所のほうは見れないというのも、またおかしな話だとは思いますが、いざ滞納機構から来て、あわててそういうことを言われるのはちょっとおかしいのではないかなというふうな気はします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 実際にそれはあった話ですので、ぜひまたそういう点では滞納整理機構



に送って、また厳しい取り立て、今実際ちょっと払うのに、本当に払える金額以上の金額を要求されて、とにかく3カ月はそれで払いなさいということで、やはり差し押さえを言われているので、その後はそれから考えると、それでなければ差し押さえだというふうに言われたと言ってみえました。

ですから、やはり送るときにきちんとそうやって確認をすれば、市のほうにみえるということもあると思いますので、滞納整理機構にまでまた行かなければいけないわけですから、ぜひそこは親切といたしますか、丁寧といたしますか、そういう対応をしていただきたいと思います。

先ほど原口大臣の話が出ましたが、原口大臣はもうおみえになりませんし、機構は法律や条例などを根拠として設置された機関ではないわけですね。関係自治体も認めるとおり任意団体なんです。いわば自治体職員でつくっている徴税研究サークルみたいなものですから、機構が発行する文書には発行者として必ず何々市長と自治体の市長が記載されているわけですから、滞納処分も機構ではなく、あくまで市町村長名で行われますから、機構が滞納処分を行う組織であるかのよう扱っているのは不正確と言わなければなりません。これが責任の所在を曖昧にする隠れみものとして利用されていることなんですね。不当な徴税実態を示して愛知県に是正を求めると、機構は任意組織であり、その責任は市町村にあるなどと言われますが、市町村にいくと、機構に移した事案に市町村はかかわらないと逃げられます。

こんな責任も権限もないのに批判も受け付けず暴走しているわけですから、こんなことが続かないように、ぜひ今年度で終わると一応言っていますので、ぜひこのまま滞納整理機構は中止をしていただきたい、廃止をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時1分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、鈴木勝彦議員。一つ、（仮称）衣浦港高浜緑地整備について。一つ、衣浦港湾計画の見直しについて。以上2問についての質問を許します。

10番、鈴木勝彦議員。

〔10番 鈴木勝彦 登壇〕

○10番（鈴木勝彦） それでは、議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります（仮称）衣浦港高浜緑地整備についてと、衣浦港湾計画の見直しについての2問を質問させていただきます。

初めに、（仮称）衣浦港高浜緑地整備についての質問をさせていただきます。

高浜市は、愛知県で2番目に狭い13.02平方キロという市域であり、公共的な施設等の用地確保が難しく、そのために既存の施設が不足していると感じています。

現状では、施設をスポーツ競技団体やNPO法人スポーツクラブ及び親睦団体が工夫を凝らし、協力しながら施設の円滑な利用運営に努めています。

しかし、昨今では、市民の余暇の過ごし方の変化とニュースポーツへの参加や健康福祉の面から、多種多様な生活スタイルに合ったスポーツや軽い運動に参加する市民により施設利用がふえてきています。そのために、既存の競技団体やNPO法人スポーツクラブ及び親睦団体等が協力し、努力して、工夫しても競技施設が曜日や時間帯によっては予約でとれない状況が続いています。このままでは今後もその状況は改善されることはないと考えられます。

そんな中、（仮称）高浜緑地整備に伴い、市内芳川町一丁目に新たに2.4ヘクタールの埋め立て地が誕生いたしました。まさにスポーツを楽しむ市民や健康管理や福祉の推進に関心のある市民にとっては、この土地の有効的な活用を願うものであります。

今後の取り組みによっては、市民にも行政にとっても大きな財産となり、地域のきずなを育む憩いの場所となります。あわせて競技団体や渡し場かもめ会、町内会、まち協にとっても有意義な施設になるものと確信しております。

平成23年度から実施された第6次高浜市総合計画のアクションプランの平成25年度版に、これまでの主な取り組みと成果、そして課題と今後の取り組み方向性や平成25年度の具体的なアクションの目的と内容が記載されています。その内容を見ると、まさに地域や関係団体等に期待と希望を抱かせるものであり、待望するものであります。

そこで、（仮称）衣浦港高浜緑地の整備の進捗状況と今後の見通しはどうか。あわせて多目的グラウンドとしての上部整備の計画がされていますが、方向性と具体的な施設内容がわかれば、お聞かせください。

また、施設整備後の管理体制について、関係団体や地元と話し合われていると思いますが、どのような内容かをお聞かせください。

次に、2問目の衣浦港湾計画の見直しについて、お伺いいたします。

私たちの子供のころの海岸は格好の遊び場であり、とてもスリリングなところでありました。夏は海水浴や魚釣りなど、まさに遊び場としてのおもしろさを兼ね備えていたところでもあります。

しかし、現在では、高潮や津波対策や自然災害などの市民の安全確保のために護岸が整備されてきました。まさにそれは市民にとっては欠かせない重要な対策であり、安心して生活するための必要な公共事業であります。

しかしながら、その反面では、遊び場としてのおもしろさは失われつつあり、市民に愛される海岸が必要であると感じています。

今後の護岸や附帯施設の整備をどう生かすかによっては、すばらしい遊び場であり、市民の憩

いの場所として、その魅力を取り戻すこともできると考えています。海のあるまちとして、海辺を生かしてほしいものと考えています。

そこで、現在、衣浦港湾計画の見直しが実施中と聞いていますが、その内容についてお聞かせください。

以上をもって、壇上からの質問とかえさせていただきます。

[10番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

[都市政策部長 深谷直弘 登壇]

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、鈴木勝彦議員の御質問、1問目、（仮称）衣浦港高浜緑地整備について、2問目、衣浦港湾計画の見直しについて、それぞれお答えをいたします。

初めに、1問目の（仮称）衣浦港高浜緑地整備について。

（1）整備の見通しについてでございますが、現在の（仮称）衣浦港高浜緑地の事業について、これまでの進捗と愛知県衣浦港務所よりお聞きをしている今後の見通しについて御説明をする前に、この事業の成り立ちについてから御説明をいたします。

昭和34年9月に紀伊半島に上陸をした伊勢湾台風は、東海地方を中心に近畿から東海の広範囲で大きな被害を及ぼした台風であり、東京を初めとする全国各地の防潮堤・堤防の建設や改修もこの伊勢湾台風を基準に整備されております。

衣浦港は、知多湾の奥部に位置し、知多西三河地域における物流・人流の拠点として古くから栄えてまいり、特に重要港湾の指定を受けた後は、公有水面の埋め立てや埠頭の整備など、急速に発展をしてまいりました。

このような状況下で、平成3年に改定をされた愛知県の港湾計画において、伊勢湾台風後、築堤をされた堤防により生じた住民と海との隔たりを解消することを目的に、芳川町町内の芳川児童遊園西側の公有水面の一部がレクリエーション緑地として位置づけられ、港湾緑地・高浜緑地として愛知県が事業主体となり、平成8年度から事業着手をされ、その面積は約2.4ヘクタールで中部公園と同等となります。

現在の状況は、平成24年度末に埋め立て工事が竣工いたし、部分的な沈降に対応するため、必要となる土砂が用意をされております。この土地については、平成24年3月定例会において、埋め立てに伴い新たに生じた土地の確認と埋め立てに伴う字の区域の設定について、土地の面積及び町名の御議決をいただいております。

その後、都市計画決定の編入手続、事前の協議等を含めて都市計画決定に約1年4カ月を要しまして、平成25年3月19日に都市計画決定の手続を終え、都市計画決定として用途を工業専用地域、さらに臨港地区として指定を行いました。

平成25年3月末には愛知見へ要望を繰り返してございました安立荘前の護岸と（仮称）高浜緑地

側の護岸をつなぐ親水性護岸の工事を実施していただきました。

この護岸の効果により、海岸へのごみの漂着物が激減をし、海岸清掃を行っているボランティア団体を初め、地域の方々より感謝の言葉をいただいております。

また、この護岸は、緑地への新たな通路として利用できるため、海岸を利用する方々から景観がよくなり、早期の緑地の利用を望む声が多く聞かれるようになりました。

さて、御質問の今後の見直しにつきましては、今年度愛知県衣浦港務所では、高浜市ベイサイド計画にて立案をいたしました計画図をベースとした基本設計を予定されているとお聞きいたしております。

愛知県は、この基本設計を含む緑地整備に係る一連の事業を国の補助金である社会資本整備総合交付金の事業メニューである港湾環境整備事業にて整備をされる予定であり、この補助金は緑地の整備の内容に限られていることから、レクリエーション施設の整備とそれに該当する施設の設計は含まれないとお伺いをいたしております。

レクリエーション施設とは、具体的に球技用の防球ネットや遊具及び管理棟などが該当をいたしております。

今回、愛知県衣浦港務所が実施される基本設計については、県の担当員と連絡をとりながら、高浜市ベイサイド計画に立案をされた高浜市の意見をできる限り取り入れていただくように進めてまいります。

また、次年度以降につきましても、引き続き詳細設計を実施していただけるとお聞きいたしておりますので、予算確保等を含めた要望活動についても継続し、働きかけをしてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、（２）スポーツ施設についてお答えいたします。

平成23年6月に制定をされたスポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進等、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

加えて本市では、第6次高浜市総合計画において、「基本目標Ⅱ 学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」の中で、個別目標「学びを通して人づくりを進め、夢と希望につなげます」を掲げ、具体的な取り組みとして、「地域スポーツを通じて、健やかな心と身体をつくり、市民交流の場を充実します」と位置づけ、スポーツ振興に取り組んでいるところでございます。

平成21年3月にまとめられた高浜市ベイサイド計画報告書においては、野球やサッカーなどで利用が可能な多目的スポーツグラウンドの整備を図り、大規模なイベントが開催できる空間としての活用と地域からのニーズが高いグラウンドゴルフの利用に対応した多目的広場を整備する計画となっております。

近年、サッカー、野球などの競技スポーツを初め、グラウンドゴルフ、ペタンクなど、ニュー

スポーツをする愛好家の方が増加してきており、利用できる施設が過密状態となっております。特にグラウンドは集中する傾向にあり、平日では夜間、休日は昼間の利用が多くなっております。当然、利用したい日時が重なってしまった場合は、その日の利用を諦めていただく利用者が発生をいたしております。

このような利用者の競合を極力回避するためにも、また広いグラウンドで思う存分にスポーツ・レクリエーションを楽しんでいただくためにも、（仮称）高浜緑地が整備された際は、それと連携する形態で、さまざまな種目のスポーツ利用が可能となるような多目的スポーツグラウンドとして整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、（３）管理体制についてでございますが、高浜市ベイサイド計画報告書においては、吉浜まちづくり協議会、渡し場かもめ会、NPOポート高浜、NPO高浜スポーツクラブなどの臨海部で活動をしているNPO団体やボランティア団体、民間企業の関係者などで構成をされた計画改定検討会で協議をされ、多目的スポーツグラウンドや多目的広場のほかに、海との触れ合いの場として利用できる空間としても整備をすることになっております。この海との触れ合いの場は、魚釣り、海を見ながらジョギングや散歩ができるように配慮された親水性護岸の整備も盛り込まれております。

一方、この付近は、議員も会員として御活躍をいただいておりますボランティア団体の渡し場かもめ会が毎月清掃活動を実施していただいております。また、この緑地の南側には渡し場かもめ会が毎年秋に渡し場まつりを開催されている藤江の渡しが存在した場所であることから、緑地内に藤江の渡しの記念碑を移設するなど、地域のコミュニティ形成の拠点となるようにも計画をされております。

これらの施設は、地域の触れ合いや憩いの場となり、また地域の歴史や文化を継承するものとなることから、ボランティア団体、NPO団体からの検討の場において、緑地整備後の維持管理を視野に入れた意見交換も行われております。

このように、（仮称）高浜緑地が地域の方の活動によって利用され、または管理をしていただくことにあり、この緑地の目的である地域住民と海との隔たりの解消につながるものであり、その設計に際しても、計画と同様に日常的に深いかかわりを持っている利用者の御意見を十分に取り入れたものにすることが望まれるとされており、日常的な利用者が計画の主体となることにより、利用が促進をされ、維持管理がしやすい緑地の実現が期待されております。

また、多目的スポーツグラウンドでは、誰でも自由に立ち入れるような形態であると、雨天後にグラウンドが荒れてしまい、スポーツに供するように適切な管理をすることが困難であるとの御指摘もございます。

以上、申し上げた留意点と費用対効果を踏まえた管理体制を検討いたしてまいります。

次に、２問目の衣浦港湾計画の見直しについてお答えをいたします。

衣浦港湾計画の答弁に入ります前に、衣浦港について説明をさせていただきます。

衣浦港は、5市3町の市町が隣接する広大な水域に臨海工業用地を造成することにより発展を続けてきました。衣浦港の位置は、東は三河港、西は名古屋港があり、石炭、米穀類、その他林産品などのばら貨物を主体に取り扱うと同時に、臨海部や背後地域である西三河地域から出荷される工業製品の積み出しを行う等、知多及び西三河地域における物流、生活活動を支える工業港として、また地域開発の中核として重要な役割を果たしております。

さらに、この衣浦港の臨海部や背後地には、本県の電力需要の約60%を供給する国内最大の石炭火力発電所や鉄鋼、金属、輸送機械製造などものづくり愛知を支える企業が集積をした重要な港湾となっております。

このように、衣浦港は非常に重要な役割を果たしていることを念頭に置き、その港湾の将来像を定める計画であることを御理解願います。

現在の港湾計画は、平成13年7月改定されたもので、目標年次を平成20年代の前半といたしております。

この計画では、港湾整備の主なものを岸壁整備として中央埠頭西、これは碧南側より海底トンネルを抜けた半田市の区域でございますが、そこにマイナス10メートルの岸壁及び武豊北埠頭のマイナス10メートル岸壁の耐震化が定められております。

次に、臨港道路整備につきましては、武豊線の4車線化や武豊美浜線とされており、さらに3号地廃棄物処分場整備、場所的には中部電力碧南火力発電所の対岸、武豊町の沿岸部ですが、の整備や高浜マリーナの整備を進めてきております。

現在、この計画に沿って港の整備が進められておりますが、改定後10年を経過し、新たな課題も見えてきました。

まず、船舶の大型化への対応や埠頭用地の不足であります。次に、東日本大震災を教訓とした地震・津波に対する安全への備えとして耐震岸壁の不足などであります。

さらに産業活動が活発になり、しゅんせつ土砂や一般産業廃棄物等の処分場不足の問題も顕著化をしております。

目標年次である今日を迎え、社会経済状況等が変化し、産業の国際競争力を強化するバルク貨物を対象とした物流の効率化や、東日本大震災を踏まえた防災機能の強化や、港湾BCP策定等について港湾計画改定が必要となってきております。

これらの課題を受け、新たな港湾計画は、目標年次を平成30年代後半として計画をいたしております。

計画の改定に当たり、平成21年度から関係する地元の市町を交えた勉強会を開催し、平成23年11月には衣浦港港湾計画検討委員会を設置し、検討を進めており、同年8月20日に開催した第3回の検討委員会で概ね30年後を見据えた長期構想案を策定いたしました。

この案については、平成24年12月25日から30日間、パブリックコメントを実施いたしております。パブリックコメントでは、衣浦港の概ね30年後の将来の姿について、3つの基本施策を掲げ、5市3町の背後市町の力によって航行を続ける衣浦港丸。1つ、中部圏の産業を支える物流拠点としての港づくり。2つ、豊かな地域資源を生かした快適な港づくり。3つ、災害に対して粘り強い港づくりを進めます。そして、「地域と共に穀（こしき）となって発展する元気な港」を目指すといった計画であることを公表いたしております。

計画の概要を申し上げますと、予定をしている主な施設計画は、外港地区、これは碧南市の南端と中部電力武豊発電所を結ぶ線から南側の港湾区域ですが、耐震強化岸壁を含む水深12メートルの複数の岸壁を有する公共埠頭を新たに築造することや現行の港湾道路の整備、しゅんせつ土砂や一般産業廃棄物等の海面処分用地の整備、大規模地震に備えた災害時の施設整備、港湾BCPの策定を柱としております。

また、長期構想では、衣浦港の将来の姿を実現するために必要な施策として、長期的な空間利用の方向性を定めており、具体的にエリアごとに申し上げますと、衣浦海底トンネルより南側の空間について、物流関連ゾーンとして衣浦海底トンネルと衣浦大橋までの空間を交流関連と産業関連の複合ゾーンとして、さらに衣浦大橋より北の空間を交流関連ゾーンとして、地域資源を最大限に生かした地域の個性が輝き、親しまれる港湾空間を目指し、観光交流機能を充実することとしております。

さらに衣浦大橋や衣浦海底トンネル等の現状の地域交流東西軸は維持するとともに、外港地区を中心とした新たな広域交流軸を設け、物流・産業の中核となる空間形成を目指すこととしております。

この空間形成における本市の沿岸部は、交流関連ゾーンの充実を図るゾーンとして位置づけられており、ちょうどこのゾーンに位置する流作新田貯木場跡地については、現在は未利用地となっており、水面貯木場を有効活用することで、産業活動を支援する港湾空間の確保を図るといたしております。

つい先日、6月5日には第4回の検討委員会が開催され、衣浦港の港湾計画素案についての討議が行われました。この検討委員会の内容については、翌日の中日新聞にて「衣浦港に海辺の回廊」と大きな見出しで取り上げられており、砂浜や緑地をふやすと伝えられております。

この趣旨に沿い、先ほど1問目でお答えをいたしました（仮称）高浜緑地の整備につきましても、事業を促進していただくよう要望を継続してまいります。

今後は、第5回検討委員会が幹事会との合同で開催され、衣浦港の港湾計画案について協議を行う予定となっております。その後、地方港湾審議会を経て、交通政策審議会にて内容の審議を受ける予定となっておりますことを申し上げ、答弁いたします。

〔都市政策部長 深谷直弘 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 今までの生い立ち、今後の目標など詳しく御説明をいただき、ありがとうございました。

その中から、特に高浜緑地の埋め立てについて質問をしたいと思います。

先ほどの答弁の中に、私も仮称という言葉で高浜緑地ということで発言をしておりましたが、仮称ということですので、この高浜緑地という名称は、今後変更される可能性があるのかどうか。

私の記憶でも、地域の皆さん方あるいはそれぞれの団体の方々から地名の検討委員会を開催されたということも、かなり数年前ですけれども、伺っておりますので、こういった仮称といったところが今後どのような意見を取り上げられて、変更されるのか、あるいはこのままいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） それでは、高浜緑地の名称ということでの御質問のほうをお答えさせていただきます。

現在の名称であります高浜緑地につきましては、愛知県の港湾計画上の名称になっております。緑地や整備された供用開始される際の名称につきましては、地元の地域のイメージを取り入れた名称にさせていただきたいというふうに考えておりますので、県とも今協議しておる段階でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 十分、地元あるいは関係団体の方々と検討していただいて、その地域に合ったすばらしい名称に変更できるなら、変更してほしいなど、そのように思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、私も先ほど御紹介いただいたように、渡し場かもめ会等で清掃活動をさせていただいております。ここにお見えの市長さんも、あるいは前の森市長さんにも参加をしていただいて、本当に活発に活動しております。

そこから見ますと、今非常に盛り土と申しますか、高い、2メートル近いんですかね、盛り土が積んであるわけですけれども、あれを今からどう生かされるのか、あれをそのままならして整地されるのかなとも臆測をする方もみえますし、私自身もそうかなとは思ってたんですが、あの盛り土はどういう活用をされるのか。どういう目標を持って盛り土がされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） お尋ねの土が現在高浜緑地の2.4ヘクタールの中に山積みしてあるということなんです、この土が盛り上がった状態になっていることは、現在、23年度に竣工は



しているわけなんです、24年度以降も実際は公共残土をうちのほうが、県のほうが中に入れております。これは、公共残土としても一番いい良質な残土でありまして、何でそこに入れてあるかという、実は水どころが、2.4ヘクタールの中がかなり軟弱地盤でありましたものですから、埋め立てた際に実際沈下するおそれがあるということで、公共残土を持ってきて、その重みで沈下をさせている今状況になっております。さらに沈下がした後に、この公共残土の今持ってきた、山積みしてあるものを上部のほうに設置させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 了解いたしました。

ある程度皆さん方も経過を見ながら、どういう土なんだろうということで大変興味津々で思っており、もう早く埋め立ててほしいという願いがそういう思いになっているのかなと思いますので、私どもも含めて広く広報したいなと、そのように思っております。

次に、では、予算の面を少しお伺いしたいと思います。

平成25年度版のアクションプランの中に、当初に5,066万4,000円という予算が計上されております。これは、そもそも上部整備をするための予算であるのか。これは、いや、そうじゃないよという意味なのか、この予算の内容を少し説明していただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 議員のお尋ねのアクションプランの事業、ナンバー38の計上されている金額はどのような金額なのかというお答えをさせていただきわけなんです、これは高浜緑地の整備の事業費ではなく、市内の都市公園と児童遊園等における植栽と、それとあと遊具の維持管理に必要な委託費と修繕費が計上されている状況でございます。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） わかりました。

私は、一瞬見たときに上部整備をしていただくお金かなと思って非常に期待を持っていた金額だったんですが、当然、先ほどの説明の中にありましたように、県の動向次第、大変2011年3月11日以降、非常に厳しい財政の中で、県もいろいろ皆さん方の要望、当然私どもの要望を聞きながら公共工事を進めていただいておりますけれども、この上部整備に当たっては、当然、この25年度予算には計上してありませんよということで理解いたしました、平成26年度当初予算に、先ほども説明ありました基本設計であるとか、詳細設計が進めば、当初予算に組み込めるのかなという少し期待を持っているんですが、そういう方向性ができるのかどうか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 実は平成26年度におきましては、上部の詳細設計を行うわけなんで

すが、これは愛知県、それと高浜市も含めて上部の利用の詳細設計をつくらなくてはいけないと思います。

その後愛知県に先行して事業をやっていただくわけなんです、それが平成26年になるか、それを愛知県のほうに要望していきますが、26年度のほうにできるかできないかというのは、ちょっと定かではないような今状況になっておりますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 皆さん方の御努力を再度お願いしたいなど、そのように思っております。

それでは次に、上部の整備についてお伺いいたします。

先ほど答弁の中にもありましたが、上部の整備をするには国の補助金である社会資本整備総合交付金というものを利用して上部の整備をする。

しかし、これにはレクリエーション施設、具体的には球技用の防球ネットや遊具及び管理棟は該当いたしませんということでありますけども、この上部の整備、総合交付金の……では、交付金でできるものは一体どんなものがある、できるものとできないものですね、これは上部整備は、こういうものはできますよ、あるいは単独の市単で予算化してやらなきゃいけない部分とその種別がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（内藤克己） 社会資本整備総合交付金で整備対象となっているものとしては、ベンチ、散水栓あるいは海岸沿いの落下防止用の低いフェンス等が対象となっておりますというふう聞いております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 当然、そういった安全面の面。県も先ほど言いましたように、大変苦しい財政の中で、当然国も含めてですけれども、やりくりをしている中で、こういった環境整備をするというのは、いささか私どもも心苦しいわけですが、しかし我々市民にとっても重要な施設であるということは認識しておりますので、皆さん方のさらなる御努力をお願いしたいと思います。

当然、多目的グラウンドでありますので、野球ができたり、サッカーができたり、グラウンドゴルフができるように要望しているわけですが、そうしますと、落下防止用の低い柵では野球をやったり、サッカーをやったりということは、実はできないわけで、当然碧海グラウンドにあるような防球ネットあるいはそれに附帯するベンチ、野球用のベンチというすみ分けをしなくても結構だと思いますけれども、憩いの場所としてのベンチの拡充、こういったものも非常に必要かと思うんですが、ぜひこういった野球ができる、あるいはサッカーができるようなネットあるいはバックネットあるいは防球ネットの設置、あるいはベンチの拡充というようなものを県

としっかりと詳細設計、基本設計の中に織り込んでいただいて、盛り込んでいただければと思いますけれども、今後、こういった要望に対して市はどのような対応をとっていただけるのか、その対応策があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） 今私どももスポーツ担当部署といたしまして愛知県のほうには、スポーツ・レクリエーション施設の整備についても、できる限り県の事業としてやっていただきたいということをお願いをしまいたいというふうに考えております。

しかしながら、この部分は県のほうではできないという部分が出てくるとは思います。市が実施する部分については、その最終的な部分というふうには考えておりますが、実は市が実施する部分については、実際、今現在進めておる公共施設のあり方の考え方からも既存のグラウンドの改修等とそれと同列に位置づけをして優先順位は検討する必要があるだろうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） それでは、港湾計画の見直しについてということで、これも詳しく御説明をいただきました。

御紹介ありましたように、渡し場かもめ会というのはこの高浜市のボランティアの原点かなと。ですから、かなり古いボランティア組織でありまして、そして地域の皆さん方が多く参加された本当に古くからあるボランティア活動団体であると認識しております。そのところに、私も小学校のころに記憶しておりますけれども、藤江の渡しということで石でつくった船着き場がつくつてあると思います。今も現在、その石が上部に置いてあると思いますけれども、そういった石を使って、そういった史跡を残すという意味も含めまして、こういった渡し場かもめ会さんとか、町内会さんとの話し合いは、どのような話し合いがなされているのか、ある程度こんな話がされていますよというような話の内容がわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 現在、高浜緑地の中に昔使った間知石が山積みになっているという状況で、実は、渡し場かもめ会の代表の方とどこに設置したらいいかというふうに2回ぐらい会議をしております。

その中で、要は海辺の中に入れたらどうだという話もありましたけれども、衣浦港務所との調整もありまして、余り間知石をまた同じところにやると、またごみがひっかかるだとか、そういった件もありますものですから、今のところ協議中でちょっと前に進んでいないわけですが、現在の間知石というか、既存の前のやつを絶対に利用していくという考えは持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） それと上部が整備されますと、多目的の大会、大きな大会と御答弁ありましたけれども、そうなりますと、非常に大きな駐車場、要するそれに合った駐車場確保というのも大変必要かと思えます。

市内での大会であるならば、そんなに駐車場というのは、確保も必要ないかなと思えますけれども、やはり西三河大会であるとか、碧海5市の大会をやるとなると、そこそこの駐車場の確保も大変必要だと思えます。

今芳川の児童遊園が遊園地となっておりますけれども、そのベイサイド計画、港湾計画の中には駐車場のスペースとして確保されていると認識しておりますけれども、そこに今も工事用の橋として堤防をちょっと壊して横断型の、今は工事用かと思えますけれども、横断できるような橋ができておりますけれども、行く行くはああいう形で、昔はあそこは入江になっておりまして、今もそうなんですけれども、碧南高浜線を、あそこは渋滞するものですから、う回路として非常に利用されております。しかし、非常に幅が狭くて、非常な危険を擁しております。

それと、芳川町三丁目、四丁目というのは昔の養鰻場の跡地として造成されたところであります。そこからそれぞれの通勤用に、出勤される方々は、今の碧南高浜線の梅寿しさんといいますか、あそこへ集中して非常に渋滞があると。そして、子供たちが通学路として使っている、あそこは蛇抜公園だったのですかね、を多くの車が横断するということで、非常に車の逃げ道がないということで町内会からも多くの要望が出ております。

こういう機会を捉えて、堤防敷きではありますけれども、堤防敷きを利用して県道へ逃げるような、橋本電機さんですとか、イビデンさんのほうの堤防を通りながら県道へ抜けるような施策というのも一つ御検討願えればなど、そんなように思っております。

それと、今の児童公園の東側というんですか、堤防敷きと、もう一つ、のり面の道があると思うんですが、あれも今仮の何か堤防になっているわけですが、ああいうのを活用すれば、2車線ぐらいできるのかなというようなことで、私の頭の中には、もういろいろ空想をめぐらせておるわけですが、当然市民の方々もそういった空想を持っておりますし、こうあるべき、あってほしいなというような希望を持っておられますので、そういったところもぜひ含めた計画を、この港湾計画の見直しに当たるのか、緑地の整備に当たるのかよくわかりませんが、ぜひ検討していただきたいと思えますが、そういった面のお考えが何かあれば、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今鈴木議員のほうからいろいろと御要望、それから日ごろお気づきになっておる点を述べられたと思えます。

恐らくこれで基本設計に入っていく中で、今おっしゃった駐車場問題、それから、先ほど言われた芳川町の通過交通の件も幾度となく我々も町内会長を通じて聞いております。

そういった事情は、港湾計画の変更というよりも緑地を整備する過程の中で、先ほどベイサイド計画には当然ながら、今芳川の児童遊園というのは駐車場になっておりますが、それだけでは台数が恐らく足りないだろうと、そんな御心配をされての御質問だと思いますので、そういったことを含めて、また先ほどおっしゃいました堤防の裏にも余剰地が少しあるんじゃないかというふうな御提案もいただきましたので、そういったところを県に伝えつつ、それから、我々も鋭意努力をして計画づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） はい、ありがとうございます。

検討しますということで期待をしておきます。

昨年11月に私どもの市政クラブで、「明日のたかはまを創る」ということで、平成25年度予算編成に対する政策提言ということで、私どものクラブ全員で吉岡市長宛てに政策提言をさせていただきました。

この中にも、芳川町一丁目に新たに生じた土地の上部整備を早急に図ってほしい、あるいは文化スポーツグループに対しては、既存のスポーツ施設をさらなる有効活用を進める整備の開始を図ってほしいというような要望書を出させていただいております。

ぜひですね、一個人の意見ではなくて、多くの市民の皆さん方がこういう形で、もう本当にこれからあるかないかのような大きな埋立地が、有効的な土地が生じたということは、これからの財産になるかと思っておりますので、大きな視野に立ってこの埋め立て上部の整備をなるべく早く、皆さん方に目に見えるような形で進めていただくことをしっかりお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩をいたします。再開は13時。

午前11時55分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、柴田耕一議員。一つ、公共施設あり方計画の検討状況について。以上1問についての質問を許します。

5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） それでは、議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります公共施設あり方計画の検討状況及び今後の進め方等について質問をさせていただきます。

本市の公共施設は、他市同様、高度経済成長期人口増加への対応や市民サービスの向上を図るため、施設を整備等してきたところでありますけれども、これらの施設は、建設からの年数経過

等により老朽化が進み、今後、修繕や更新が集中的に発生し、市の財政にとって大きな負担となることが考えられます。

少子高齢化社会の進行などの社会情勢の変化などにより、施設に求められる役割も大きく変化している今日、施設の現況分析、統合・廃止・減築あるいは複合化・民間との役割分担等も含めながら、限られた財源と資産を最大限有効活用するため、必要に応じた検討を考えていただければと思いますが、そこで、3点ほどお聞きします。

平成23年度から公共施設マネジメント白書を作成し、平成24年度には、学識経験者等で組織する公共施設あり方検討委員会を設置され、高浜市公共施設あり方計画をまとめられていますけれども、1つ、公共施設マネジメント白書から見えてきた現状と課題、2つ目、マネジメント白書から見えてきた現状と課題から24年度に実施した公共施設あり方計画の内容、3、前年度実施された公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画をもとに、今年度実施する保全計画の内容等など、以上3点についてお伺いします。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

〔企画部長 加藤元久 登壇〕

○企画部長（加藤元久） それでは、柴田耕一議員の御質問、公共施設あり方計画の検討状況について、お答えさせていただきます。

初めに、（1）公共施設マネジメント白書から見えてきた現状と課題についてでございますが、本市では1960年代の高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化、市民ニーズの多様ななどに応える形で教育文化施設やコミュニティ施設などを初め、多くの公共施設の整備を進めてまいりました。

しかし、この時期に整備された施設は、建築後、既に相当の年数が経過しており、建てかえの一つの目安とされる築後30年を経過した公共施設が数多く存在し、老朽化の程度から、維持をしていく上で、今後、大規模な改修や修繕が必要となる時期を迎えることとなります。

そこで、公共施設と行政サービスに係るコストを総合的に見直すとともに、有効活用していくことが重要であると考え、平成23年度に本市の公共施設の実態を把握し、今後の公共施設のあり方について、さまざまな角度から考えていくための基礎資料として高浜市公共施設マネジメント白書を策定いたしましたところであります。

この白書から見えてまいりました本市の公共施設の現状と課題について、人口・ニーズ面、財政面、施設面の3つに分けて整理し、御説明いたしますと、まず、人口・ニーズ面では、高浜市は市内や近隣市に製造業を中心とした企業が多数存在していることが要因となり、緩やかではありますが、将来人口は増加傾向にあると予測いたしております。

その中であって、小学校区別の将来人口においては、吉浜小学校区や翼小学校区で増加傾向に

ある一方、その他の3小学校区では減少傾向にあるという予測が出ており、地域によって人口動向が異なるという状況が見られます。

また、全体としての人口が増加傾向にある中で、児童・生徒数は横ばい状況と見込まれており、今後、本格的な少子高齢化社会の到来が予測されることから、高齢者施設を望む声や幼稚園では定員割れを引き起こしている現状などを踏まえると、公共施設に対するニーズの変化を読み取る必要性が浮き彫りとなってまいりました。

次に、財政面では、平成20年のリーマンショックに端を発する世界的な経済危機の影響から、歳入の根幹であります市税収入が大幅な減となっており、今後を見据えましても、市税収入は、引き続き厳しいという見通しにある一方で、歳出では少子高齢化の進展や景気の低迷などにより、生活保護費や保険医療制度に係る給付金など、社会保障費の増加が避けられない状況にあり、投資的経費の確保がますます困難な状況になってくるという課題が見えてまいりました。

また、施設面では、本市は総延べ床面積で約12万6,000平方メートルの公共施設を保有しておりますが、施設全体の約43%が築後30年以上経過しており、加えて学校施設以外の公共施設の約9%について耐震化対策が未実施となっており、このような状況の中で保有する施設の全てを更新するとした場合、投資的経費の総額が今後40年間で522.5億円必要になるという試算結果が出ております。

施設ごとの現状と課題を用途別に見てみますと、集会施設では、同じ集会機能を持つ施設が数多くあり、稼働率が全体的に低いため、1件当たりのコストが割高となっている課題が、次に、図書館では、蔵書数が約19万2,000冊で、年間貸出件数は20万1,000件余となっており、1人当たりの貸出件数については5.1件と他の自治体と比べて低く、利用1件当たりのコストが割高という課題が、また、スポーツ施設では耐震化対策が未実施の施設や稼働率が低い施設があり、耐震化の早急な対応や低稼働率への対応という課題が見えてまいりました。

次に、学校施設では、築後30年以上の施設が74%と老朽化が進行しており、早急な対応が喫緊の課題として浮上してくるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園では多くの幼稚園が定員割れという現状にある中で、逆に保育園ではニーズが高く、待機児童が発生しているという現状があり、加えて多くの施設で老朽化が進行しており、地域ニーズや保育ニーズの変化への対応が必要であるという課題が見えてまいりました。

最後に、高齢福祉施設では、耐震化対策が未実施の施設や老朽化が進行している施設が多数存在し、早急な対応が必要であるという課題が見えてまいりました。

以上のような現状と課題を踏まえ、次に、(2)白書から見えてきた現状と課題から、前年度実施した内容についてお答えさせていただきます。

平成24年度では、白書から見えてまいりました現状と課題を整理し、今後の本市の公共施設のあり方について、公共施設マネジメントに造詣の深い学識経験者4名に加え、本市の財政状況に

識見をお持ちの市民委員2名の計6名で構成する高浜市公共施設あり方検討委員会を設置し、昨年8月24日の第1回委員会を皮切りに本年3月23日までに計5回の会議を開催し、さまざまな御意見を頂戴する中で、公共施設あり方計画（案）の取りまとめをお願いしてまいりました。

この公共施設あり方計画（案）の概要を御説明申し上げますと、まず計画（案）の構成でございますが、将来に向けた公共施設の改善策等を取りまとめた全体方針及び用途や地域の区分に応じた方向性などを定める公共施設マネジメント基本方針、その下に基本方針に基づき、公共施設の総量圧縮や機能移転等を踏まえた複数の改善案を取りまとめる公共施設改善計画、さらにその下に改善計画に基づき施設の耐用年数の長寿命化やコストの平準化を考慮した保全スケジュール等のアクションプラン（実施計画）を取りまとめる公共施設保全計画の3つの構成とし、計画期間を平成26年度から平成63年度までといたしております。

ここで計画（案）の取りまとめに当たり、検討委員会から示されました主な御意見を申し上げますと、基本方針では、上位計画である総合計画や関連計画との整合性を明記すること、サービス水準を落とさない手法を検討すること、施設の安全性の確保に向け、防災上の観点を踏まえ、液状化に関する部分を盛り込むことといった御意見を、また改善計画（案）では、施設を建物の面だけで捉えるのではなく、機能面を考えてまとめることが重要であること、あるいは投資的経費と施設の更新に必要な試算額との乖離については、財源を確保した上で、今後の実施状況を見ながら市民との合意形成を図りつつ、さらなる削減案を検討していくことといった御意見が示されております。

これらの御意見を踏まえまして、基本方針では、大方針を「高浜市の次世代に向けた公共施設マネジメントの確立・発信」と定め、その内容として、高浜市の地域特性を反映した公共施設マネジメント及び新たな取り組みによる公共施設マネジメントの2つを掲げるとともに、この大方針を受け、施設の総量の圧縮と建てかえから大規模改修へをポイントに、5つの柱を設けております。

この5つの柱につきましては、1本目の中長期的な視点からのマネジメントでは、長寿命化の方針として施設の維持・更新のあり方の見直しを掲げており、2本目の施設の実態を踏まえ、機能の複合化・単一目的施設から多目的化に転換するマネジメントでは、改善案のモデル検討による推進を掲げており、3番目の市民、民間事業者との問題意識の共有・共同を推進するマネジメントでは、新たな運営方式として民間活力による効率化促進を掲げております。4本目の近隣自治体との連携・相互利用の拡大では、広域行政圏や衣浦定住自立圏を活用した近隣自治体との連携・促進を掲げており、5本目の全庁を挙げた問題意識の共有、体制整備と財政と連動したマネジメントでは、長期的な財政シミュレーションに基づく投資的経費の捻出の検討を掲げております。

次に、この基本方針に基づく公共施設改善計画（案）でございますが、まず、改善案検討の考



え方として、白書の中に示されております8つの視点を用いながら、検討委員会の作業部会として位置づけました職員プロジェクトにおいて改善の方向性について検討し、改善方策を導き出してしております。

この中で、削減目標の設定として、改善項目が3点示されており、まず、改善項目の1番目は、長寿命化維持管理コストの見直しによる削減ということで、施設の長寿命化として、現在保有する公共施設を築後35年で大規模改修し、延命化を図ることにより築後70年で建てかえとした場合、18%のコストが削減できるという試算が示され、今後、40年間の更新費用の総額を428.5億円、年平均10.7億円に圧縮できるという結果が示されております。

改善項目の2番目は、機能の複合化・運営の見直し・統合等による総量の圧縮ということで、職員プロジェクトで検討し、提案されました延べ床面積の14.2%の総量を圧縮するという改善案に基づいて試算したところ、ハード面でコストが約17%削減でき、運営上のソフト面を効率化することを含めると、さらにコストが約19%削減できるとの結果となり、ハード面とソフト面を合わせた結果、全体で36%のコスト削減が見込まれ、今後40年間の更新費用の総額を約334.4億円、年平均8.4億円まで圧縮できるという結果が示されております。

改善項目の3番目は、投資的経費に対する負担がどこまで市の財政上耐え得るかということで、建てかえや改修コストとして確保できる投資的経費の試算額が今後40年間で総額約209億円、年平均5.2億円にとどまるとの前提でシミュレーションしたところ、2039年ごろから収支が均衡し、一般財源に占める公債費の割合は現状を下回る水準で推移するとの結果が示されております。

以上の結果から、改善項目1及び2による削減効果として、今後40年間の更新費用の総額は240.4億円、年平均6億円という結果が導き出され、改善項目の3で示された今後40年間に確保できる投資的経費の年額5.2億円と比較した場合、1.2倍という結果となり、これを踏まえて改善計画（案）では、削減目標をコストベースで54%の削減を図るといたしております。

以上が基本方針及び改善計画（案）の概要でございますが、ただいま御説明申し上げました公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）につきましては、本年3月23日に開催いたしました第5回の検討委員会において、検討委員会の南委員長から市長に対し報告書として手渡されております。

次に、（3）前年度実施された公共施設マネジメント基本方針及び改善計画をもとに、本年度実施する内容についてお答えいたします。

今年度は検討委員会から提出されました公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）に基づき、職員プロジェクトを中心に、公共施設保全計画策定支援業務委託の受託業者の支援を受けながら、公共施設保全計画（案）の取りまとめを進めてまいります。

この保全計画（案）では、公共施設マネジメントを推進するためのモデルケースや改善計画（案）で示されました主な改善案について具体的な検討を行うとともに、施設の現状について実

態把握を行うための調査を実施し、一部の施設では受託業者の技術者が施設に出向き、仕様・数量・劣化状況の調査を行うほか、施設管理者による不具合確認調査を実施することといたしております。

また、これらの結果を踏まえて、施設の長寿命化の検討や整備水準の設定、大規模改修や更新の時期等に関する方向性の検討、財政制約の設定などを行い、公共施設保全計画（案）の取りまとめを進めるとともに、公共施設あり方計画（案）に基づき、公共施設マネジメントを推進するための体制整備等についても、あわせて検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔企画部長 加藤元久 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 答弁ありがとうございました。

公共施設のあり方計画の検討状況や概要については、ただいまの答弁で大枠の状況はわかりましたが、公共施設は建築年次及び利用度等も異なり、施設の老朽度も施設ごとに違いがあると思います。

答弁の中にあつた今年度取り組む保全計画の策定に当たって、どのような調査を実施するのか、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 保全計画の取りまとめに当たって、どのような調査を行うのかという御質問でございますが、まず、施設の実態を把握するため、詳細調査、不具合確認調査及び既存の調査記録等によりまず調査を行ってまいります。

詳細調査につきましては、現地に建築設備関係の技術者が出向きまして、建築物の部位ごとに現状の仕様及び数量、劣化の状況につきまして目視調査のほうを行うものでございます。

不具合確認調査につきましては、施設管理者によりまず不具合の確認を調査票に記入するという形で行うとともに、このほかに既存の調査記録等による調査を行いまして、これらの調査結果を集計し、課題の整理等を行って施設ごとの詳細カルテを作成し、この詳細カルテに基づき施設の保全計画に係る各種基準等について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 御答弁ありがとうございました。

今後、改修等をしなければならない時期が来ると思っておりますけれども、例えば今年度も予算計上されております高小の屋根工事だとか、壁だとか、天井等といった、いわゆる発生した後に対処する事後的管理である部分的な改修をするのではなく、事前に点検し、異常が確認または予測された場合、発生する前に施設全体の状況を踏まえた予防保全的管理の改修工事等が今後は必要と思っておりますけれども、このことについて、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

す。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、基本方針の中では安全・安心といった項目が盛り込まれておりますので、今年度の保全計画（案）の取りまとめを行うに当たりまして、その際に実施してまいります建物の実態把握調査の中で、調査項目として建物の構造物を含めた部位ごとの劣化状況についても目視調査等を行っていくという考えでおります。

その調査結果を踏まえまして、今後、施設に係る改修や修繕などの整備レベルを検討するとともに、当然ながら、御指摘の施設全体の状況を踏まえる形で、利用者の方が安心して利用できる施設の安全性を考慮した内容を盛り込んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（内藤皓嗣） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 御答弁ありがとうございました。

先月の30日、近い将来、高い確率で起こると言われておる南海トラフ巨大地震の被害想定を県が試算をし、公表されました。

愛知県下で死者、最大2万3,000人、全壊・焼失38万棟、高浜市においても死者が200人、全壊・焼失4,500棟と、多数の死者や全壊や焼失等の建物が出るという予測が試算されました。被害の大きさに予測はされていたものの、正直、驚かされた数値であります。

公共施設は、自助共助の対策意識をもってしても、きのうの小嶋議員の答弁にもありましたけれども、市民にとっては最終の避難場所でもあります。

厳しい財政状況の中ではありますが、待ったなしです。市民の安心・安全を守るためも、施設ごとの存在意識の検証・見直し等を行いつつ、施設ごとの客観的なデータの把握と課題分析に基づき、市民と十分な議論を重ね、市民の理解を得、管理部局の枠を超えた他施設との統廃合等、横断的かつ柔軟的に検討を進めていただきたいと、この計画が絵に描いたプランで終わらせることがないように、40年間という長いプランであります。この間の社会情勢及びニーズ等により、見直し等の変更等もあり得ることがあるとは思いますが、今年度中に方向性が出てくる公共施設保全計画を具体的な行動に結実できますよう、断固たる信念を持って、早急に第6次総合計画または予算編成方針等に反映し、10年先、20年先を見据えた安心・安全な持続可能な高浜市づくりを着実に進めていただけるようお願いいたします。

インフラ部分の整備なしで、市長の言われる根っこづくりは育ちませんと私はそう思っております。

次のステップに向けて、厳しい財政状況ではありますが、英知と決断を持って根っこづくりを確実にしていただき、魅力のある将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ大家族たかはま」づくりを目指していただきたく、市長の今後の取り組み方針及び考え方を聞か

せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 市長。

○市長（吉岡初浩） 大変いろいろと御意見をいただきましてありがとうございます。

今議員おっしゃるように、公共施設の問題というのは行政というか、まちがこれからずっと継続していくための一つの大きな課題であると、そもそも思っておりまして、ゆえに当初、私のマニフェストにも掲げさせていただいたわけでございます。

白書ができた後の委員会が開催されましたときに、委員の皆様最初に申し上げましたのは、今、この延長線上で考えていても多分答えは出ないでしょう。大ざっぱに考えても、非常に大きな乖離があるということを考えて、建物所有主体をどうするかといったところにも、ひよっとしたら、考えを及ばさなければいけないんだろうか、じゃないかというようなことも含めて最初の挨拶をさせていただいた覚えがあります。飛び抜けた議論をしていただきたいというふうに申し上げました。例えば耐用年数にしましても、35年、大規模改修、70年、建てかえというような話は、実際の法的な耐用年数とかけ離れますが、建物の要求しておるものをきちんと把握して、保全をしていくことで延命化を図るとというのが一つの方策であると思いますが、含めて我々が抱えておる課題は、起債をするだけできちんと財源が確保できるんだろうかと。ここには起債可能な部分が出てますが、そういったところをどういうふうに考えていくんだという財源の問題にしても非常に困難な部分があるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、市民の方に情報をきちんとお出ししながら、御理解をいただかなければならない部分もありますので、そういうふうに御理解をいただきながら、委員会の出された提言に対して、これを尊重しながら、今後進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

市長の姿勢が大変よく伝わってきたと思います。今後ともひとつよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 次に、4番、浅岡保夫議員。一つ、教育基本構想の進捗状況について。一つ、地場産業の振興について。以上2問についての質問を許します。

4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しを得ましたので、さきの通告の順に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、高浜市の教育行政について伺いたいと思います。

インターネット版の世界大百科事典第2版の解説には、教育とは人間は歴史的に規定された社

会的環境の中で、意図的、無意図的なさまざまな刺激とその影響を受けて、成長し発達する存在である。教育とは、広義ではこれらの人間形成全体を指すが、狭義では一定の目的ないし志向のもとに、対象に対する意図的な働きかけを指す。この場合にも、次の世代への意図的働きかけにとどまらず、成人教育、生涯教育という言葉が示すように、同世代の、あるいは世代間の相互教育（集团的自己教育）を含んで使用される場合もあるが、より限定的には、先行世代の、次の世代で、すなわち子供、青年に対する文化伝達と価値観形成のための意図的働きをいうと書いてあります。

この言葉の基本は、親の世代のよいところや思いを次の世代に伝えていくことにあると思います。

この3月の定例会において、教育長の教育行政方針が述べられました。

その方針の中で、高浜市教育基本構想の中で、高浜教育ビジョンは、高浜を愛し、高浜のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成です。高浜市の子供たちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くことができるようにするためには、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体を家庭や地域と一緒にバランスよく育てることが重要だと考えています。自分の暮らすまち高浜に愛着や誇りを持ち、将来もこのまちに住み続けたいと願う子供を育てるために、本年度も教育センターグループを中心とした教育基本構想推進体制を整えてまいりますと、以上のように述べておられます。

3月の定例会にて3つの委員会、6つの推進部会を立ち上げました等々伺っていましたが、今回軽重が出始めて、少し再構築が必要になっているかのようにお聞きしましたので、教育基本構想の進捗状況について、改めて2年目の取り組みの概要についてお聞きしたいと思います。どうかよろしくお願いします。

次に、2件目として、地場産業の振興についてお伺いしたいと思います。

本市の地場産業であります三州瓦を含めまして、屋根瓦につきましては、阪神・淡路大震災で住宅が倒壊したのは瓦が重かったためとの誤った報道がなされたため、瓦離れが起き、その間違ったイメージを払拭するのに業界関係者の方々は長い年月を費やし、そのイメージ回復に努力してまいりました。

しかしながら、このような業界関係者の努力にもかかわらず、今の時代、一度間違った情報が広がってしまうと、それを正しい情報に変えることが非常に難しい時代になり、インターネット上にいつまでも間違った情報が残ってしまい、地震が起きるたびに粘土瓦は重くて危険だというような誤った報道や情報発信が繰り返されているとのことでもあります。

瓦は、その長い歴史の中で生まれ育った日本の気候風土に最も適した屋根材であります。

日本一の生産量を誇る三州瓦のお膝元である高浜市の一市民として、やはり、瓦がよく言われないことには悲しい思いがあり、非常に残念な気持ちであります。三州瓦産業は、裾野が広く、

携わっている方々の業種、業態が多岐にわたっております。

また、我々市議会は、地場産業である三州瓦の魅力を十分に理解し、三州瓦による地域の活性と本市のPRに努めることを目的として、高浜市議会窯業議員連盟を発足し、愛知県陶器瓦工業組合を初めとする三州瓦業界関係者の方々と毎年懇談会を実施し、三州瓦を勉強させていただき、政策に生かしていきたいと考えています。

本年2月21日に開催されましたこの懇談会においては、東北地区での三州瓦利用促進についてという議題で、昨年8月に宮城県岩沼市で計画されている被災集落の高台への全面移転に際し、三州瓦利用の依頼を市長と愛知県陶器瓦工業組合理事長、ほか役員の方々により行った旨報告がありました。また、来月7月8日にも意見交換会が予定されております。

そこで、お伺いいたします。

1点目として、地震による風評被害の影響も懸念される中、三州瓦を取り巻く状況はなかなか厳しいとのことですが、三州瓦は屋根材として耐久性、耐熱性、遮音性にすぐれ、色、種類、形において豊富なバリエーションを持つとのこと、そのことを含めまして、三州瓦の現状につきましてお伺いいたします。

次に、2点目として、東北地区での三州瓦利用促進については、被災地での瓦への信頼回復は急務であることから、宮城県岩沼市に対する施策の現状を含めまして、市としての対応状況についてお聞きいたします。

以上、地場産業の振興については、2問につきましてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、浅岡保夫議員の1問目、高浜市教育基本構想の進捗状況について。

（1）2年目の取り組みの概要についてお答えいたします。

教育センターグループが設置され2年目を迎えます。教育基本構想の今年度の推進方針としましては、12年間の学びと育ちをつなげるという市内の幼保小中全職員の意識の向上を掲げました。

教育基本構想第1章には、高浜市のよさを幼児・児童・生徒が感じながら心豊かに成長・発達するために、12年間の学びを踏まえた幼保小中一貫教育を創造しますと記されています。

一貫教育の最大の狙いは、確かな学力と発達段階に応じた資質・能力の育成です。言い換えれば、身につけるべき時期に身につけるべき力を確実につけるために、職員一人一人が子供の発達段階を意識した系統性のある教育活動を行うことが目的です。

平成23年度高浜市教育委員会はこの目的を踏まえ、小・中9年間のみならず、就学前の幼保3

年間を学びや育ちの基盤づくりの時期として重要視し、幼保を含めた12年間の一貫教育の構想を掲げました。教育基本構想の柱の部分です。

高浜教育ビジョンにつながる高浜市が目指す子供の姿を明確にして、市内の幼保小中の全職員一人一人がその実現に向かって、12年間の学びと育ちをつなげるという意識を持つことが求められています。

まさに職員一人一人が目の前にいる子供のために、前の学年で身についた学びや育ちを受け継ぎ、1年間かけて次の学年レベルに確実に伸ばし、引き渡すことに責任を持てるようにすることです。

今以上に系統性を意識した指導をしていけるように、本年度は高浜市内全職員の意識の一本化に力点を注いでまいります。そのためには、職員一人一人がまず、幼保小中それぞれの教育観や指導方法の違い、幼児・児童・生徒の様子などを正しく理解しなければなりません。また、各校がこれまで積み上げてきた特色ある教育活動も大切にしていかなばなりません。

そこで、高浜市の強みであるスモール・スケール・メリットを生かし、高浜市全体で異校種間の連携を強化していきます。

このように、高浜市が目指す教育は、高浜市が目指す子供の姿の育成に向かって、各校の特色と連携を大切にした幼保小中一貫教育です。これらのことは既に教育行政方針に示し、全ての小中学校を訪問し、方針の具体化の実情把握と徹底を図っています。

次に、本年度の推進の仕方について、4つのキーワードを設けました。

まず、1つ目のキーワードは、学校の実情を考慮し、推進の必要性が高いものから重点的に推進するということです。

教育基本構想推進には、多忙な現場の職員の理解を得ながら取り組む必要があります。そこで、職員の日ごろの教育環境に効果があらわれやすい内容や学校現場が抱える課題解決につながる内容を重点的に推進していきます。

2つ目のキーワードは、推進の重点化軽重をつけるということです。

系列的な委員会の位置づけであった昨年度の反省を踏まえ、構想推進のために設置する委員会に4段階の軽重をつけました。

最も重点を置いた推進レベルAとしては、幼保小中全職員を対象とした推進内容を実働する委員会を、次に、推進レベルBとして、数年後に全職員に打ち出せるよう推進委員を募って検討する委員会を、次に、推進レベルCとして、数年後に委員会を設けられるよう、まずは教育委員会事務局内で実施内容について事前調査したり、推進の方針を検討したりする委員会を、そして、推進レベルDとしては、委員会を設けず、既にある委員会や各校の取り組みを生かしながら推進する領域というように、50あるアクションプランの重点推進項目を絞り、300人を超える職員にも、今高浜市の教育は、どこに力点を入れているかをわかりやすくしました。

3つ目のキーワードは、幼保小中全職員が動くということです。

幼保小中の全職員に教育基本構想推進の主体者であるという自覚を持てるよう、全職員が実際に動く体制を築いていきます。

4つ目のキーワードは、見える化です。

推進の進捗状況については、市民に向けて「広報たかはま」を通して情報発信したり、高浜市の未来を創る市民会議と一緒に活動したりすることで、見える化に努めてまいります。

次に、本年度のそれぞれの委員会の活動内容につきましては、昨年度は50のアクションプラン実現のために3つ委員会、6つの推進部会を立ち上げ、推進してきましたが、今年度は先ほど述べたとおり、推進の重点化軽重を踏まえ、委員会の再編成をしましたので、主に全職員に関するレベルA及びレベルBについての取り組みを説明させていただきます。

初めに、推進レベルA、重点推進委員会としての異校種間連携推進委員会では2つの方針を掲げました。

1つ目は、高浜市が展開していく施設分離型一貫教育の実現に向けて、高浜市全体における異校種間連携の強化を図り、幼保小中全職員が幼児・児童・生徒の様子や異校種それぞれの指導法や教育観の違いを理解できるような体制を築いていくことです。

2つ目は、12年間を通じた教育課程の編成の基盤となる、「高浜市としてめざす子ども像」作成のための実態調査に向けて、幼保小中職員で何が必要かを考えていける体制づくりです。そして、推進内容の具体としまして4つあります。

まず1つ目は、幼保小中全職員による異校種参観をできるような体制の構築です。

高浜市が展開していく施設分離型一貫教育実現に向けて、高浜市全体における異校種間連携の強化を図る第一歩として、今年度は幼保の5歳児担任、小学校1年生担任、小学校6年生担任、中学1年生担任を対象として、いわゆる小1プロブレム、中1ギャップ軽減のために、お互いの教育観や指導法の違いを理解できるように、実際に異校種に足を運び、目で見て理解できるようにしてまいります。そして、改めて自分が担任する子供たちのために、系統性を意識した教育活動を展開するために何ができるのかを考え、実践することを通して、基本構想推進の主体者であることの自覚を高めていきます。

2つ目は、高浜カリキュラム全体計画の実践です。

この全体計画とは、幼保3年間の保育、小学校1・2年の生活科、小学校4年生から中学校3年生までの総合的な学習の時間について12年間の学びと育ちについて、「高浜市としてめざす子ども像」実現のために市内全ての幼保小中で一貫した教育を展開できるように昨年度作成したカリキュラムです。

ここには、高浜教育ビジョンにうたわれている高浜のよさを学習できるよう、各学年に位置づけました。



高浜の特色が色濃くあらわれる総合的な学習の時間について紹介しますと、小学校3年生では福祉について学習し、4年生では地域、5年生では防災、6年生では防犯、そして中学校ではキャリア教育について学習します。

高浜で育つ全ての子供たちが高浜を愛し、誇りを持てるように願いを込めて作成しました。これを10月に行う市内小中学校全職員による各教科一斉授業研究会で実践発表し、成果と課題について検証し、次年度に生かしてまいります。

3つ目は、小中異校種間連携全体計画、幼保小異校種間連携全体計画の実践です。

これら全体計画も昨年度に策定したもので、それぞれ中1ギャップ、小1プロブレムの軽減を図るため、小学校6年生と中学校1年生、5歳児と小学校1年生の異校種間の学びと育ちを円滑につなぐための計画です。

一貫教育実現では、本市の現状を考えたとき、施設一体型の一貫教育は厳しく、施設分離型の推進をしていかなければなりません。

そこで、それぞれの担当職員が異校種の円滑な連携をするという意識を高め、積極的に交流する場を体系化しました。

4つ目は、次期アクションプランに向けた準備を見通しを持って少しずつ進めていくことです。

具体的には、「高浜市がめざす子ども像」の検討や「スタートプログラム」の検討委員会です。

「めざす子ども像」は、高浜として目指す姿を具体的に明文化することが必要となりますので、例えば「めざす15歳児像」、「めざす12歳児像」、「めざす5歳児像」として、それぞれ市内幼保小中職員が共通認識し、系統性を意識した教育活動を確実にすることで、学びと育ちをつなげていくことができます。

「スタートプログラム」は、小1プロブレム解消のために、小学校入学を控えた5歳児に対して、また小学校入学直後の1年生に対して子供の側に立った支援活動をすることで、幼保と小の円滑なつながりを図ってまいります。

次に、推進レベルBの3つの委員会の活動内容です。

1つ目の教育支援活動調整委員会では、現在、市内において幼保小中問わず、地域の方々からの教育支援のおかげで豊かな教育活動が展開できており、感謝いたしております。

しかし、その一方で、新しい学習指導要領の改定による授業時間数の増加に伴い、学校が最優先で進めなくてはならない学校カリキュラムを進めるための時間が公的機関や地域の各種団体の依頼で圧迫されつつある現状にもあります。

そこで、学校と地域の相互が求め合う形になるよう、それぞれの思いを調整する仕組みを考えるとともに、地域の学びの拠点としての学校のあり方についても検討してまいります。

2つ目の学校防災検討委員会では、大災害時において地域の防災拠点として学校が機能するよう、職員の対応の仕方や避難所としての必要な設備など、市内小中学校共通のマニュアルを作成、

周知していきます。

3つ目の教育環境整備検討委員会では、地域の活動の場として機能する学校施設のあり方を検討していきます。

具体的には、公共施設のあり方計画推進プロジェクトの進捗と歩調を合わせ、小・中学校の改修について、地域の防災拠点として、あるいは複合施設として整備する必要性も視野に入れ、教育委員会としての意見をまとめていきたいと考えています。

以上により、教育基本構想の進捗及び平成25年度の推進内容の概要とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、浅岡保夫議員の2問目、地場産業の振興について、お答えいたします。

1点目の地場産業の現状についてと、2点目の岩沼市への三州瓦復興採用については関連がございますので、一括をしてお答えいたします。

先ほど議員からもお話をいただきましたように、三州瓦の現状は、愛知県陶器瓦工業組合の統計によりますと、実質販売枚数は平成8年をピークに減少傾向にあり、平成8年は5億5,890万枚であったものが平成24年には2億8,370万枚まで減少しており、ピーク時の半数となっております。また、生産枚数の減少に伴い、同組合に加盟をしている組合員数も減少しており、平成8年には51社であったものが平成24年には28社まで減少しています。

この主な要因は、住宅着工件数そのものが減少していること、また最近は多種多様な屋根材が使用されるようになり、屋根材として瓦以外の選択肢が広がったことなどと思われま

しかしながら、三州瓦は300年以上の歴史を持ち、屋根材に要求される耐震性、耐風性、遮音性、防水性、耐熱性、耐久性、耐寒性を兼ね備えた日本の風土に適した屋根材であり、その長い歴史の中で進化を遂げてきた屋根材でもあります。

この三州瓦の特徴を少し説明させていただきますと、形状ではJ型、S型、F型の3つの分類に分かれます。

J型は、いわゆる和型の瓦で、伝統的な和瓦の系譜を受け継ぐデザインで、社寺、城郭、茶室など、日本の建築が養ってきた屋根瓦の伝統美を基本モチーフとし、明治以降に流入した西洋建築のアイデアや工夫を積極的に取り入れ、今日に見られるようなJ型の世界を形成してきました。

S型はスパニッシュ瓦で、西洋建築とともに輸入されたデザインで、Sはスパニッシュに由来をします。かつてのスパニッシュ瓦は日本ぶき瓦のように、山と谷が別々の瓦で構成されていました。そのスパニッシュを改良したのがS型で、山と谷が一体となった1枚の瓦で形成をされています。

F型のFは、平面を意味するフラットに由来をします。Fの名のとおり、J型瓦の基本である

山と谷との凹凸をなくした平板上のデザインが特色で、その平面形状を生かした凹凸や波型をあしらった洗練されたデザイン感覚の瓦であります。

次に、製法では釉薬瓦、いぶし瓦、無釉薬瓦に分類されます。

釉薬瓦は、陶器瓦とも呼ばれる瓦で、その名のとおりに、瓦の表面に釉薬をかけて多彩なカラーを生み出します。

いぶし瓦は、焼成の最終段階で瓦をいぶす。表面に炭素を主成分とする皮膜をつくることかこの名があります。

無釉薬瓦は、釉薬を使わずに焼き上げるもので、生地に粘土以外の物質を混ぜる練り込み方式や自然な変化を追求した窯変瓦などがあります。

いぶし瓦は、その製法から光沢のある銀色のみですが、釉薬瓦につきましても、現在では釉薬のカラーバリエーションは多彩で、どんな色の瓦でも製作可能であると、そのことがまた三州瓦の特徴でもあります。

この三州瓦は、本市の地場産業であり、地場産業の繁栄なくして地域の活性化はなしの観点から、愛知県陶器瓦工業組合が実施される販路拡大や販売促進活動などの取り組みによって、地域産業の活性化につながる事業に対しまして、中小事業振興対策補助金として補助してまいりました。

とりわけ平成24年度においては、先ほど議員からお話がありましたように、地震による風評被害への信頼回復を含めまして、東北地方での信頼回復が急務であることから、東北関東地域復興住宅に係る三州瓦販売促進事業並びに被災地域に係る三州瓦販売促進事業として補助をいたしました。

その事業の内容は、4つの事業を実施し、1点目といたしましては、震災被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の地方新聞に三州瓦の優位性並びに耐震性のPR広告を出稿しました。

2点目といたしましては、宮城テレビにスポットCMを約1カ月間実施しました。

3点目といたしましては、東日本大震災の実情を詳しく把握するよう、地震の報告書を専門家に依頼し、作成いたしました。

4点目は、特に地震の被害が大きく、原発の問題もある福島県にて地元工事組合の協力を得て、地元の展示会に出展し、地震に強い三州瓦、これは具体的に申し上げますと、耐震性が高い瓦屋根の施工方法「ガイドライン工法」や瓦屋根の棟の耐震補強工法でのPRを行い、復興住宅への採用を促進するといったものであります。

次に、岩沼市への三州瓦復興採用についてでございますが、先ほど事業内容の2点目で述べました宮城テレビのスポットCMにつきましても、宮城県岩沼市において集団移転のための災害公営住宅の話もあることから実施いたしましたものであります。

この宮城県岩沼市に関しましては、本市とは福祉自治体ユニットを通じて首長間で交流があり、平成23年7月から10月の区間に計4回、4名の職員を災害派遣として派遣しており、本年4月からは下水道の技術職員を1名派遣している状況であります。

加えて、震災被災地で最も早く集落の防災集団移転促進事業に着手されるということから、平成24年8月31日に市長と愛知県陶器瓦工業組合の野口理事長とで、岩沼市の井口市長を訪問し、三州瓦の官民トップセールスを実施し、PRに努めてまいりました。

災害公営住宅の建設に際して三州瓦を採用していただければ、三州瓦の持つ特徴であります耐久性から、長期にわたりメンテナンス不要の屋根材として利用していただくことで、将来的にかかる維持補修費用を軽減できれば、被災者の方々への支援にもつながるのではないかと、また、今回の採用が決まれば、今後の被災地での三州瓦の販売に弾みがつくのではないかと、ことからであります。

現在の状況は、いまだ岩沼市との調整中ではありますが、官民トップセールスのかいあってか、岩沼市からは三州瓦の採用について前向きに検討をいただいております。

そのことから、本市においては、岩沼市に対して震災復興のために三州瓦を採用していただくことを前提として、愛知県陶器瓦工業組合と連携をし、復興支援策を準備いたしております。

その内容を申し上げますと、地域型復興住宅のモデルプランにおける屋根材料としての瓦屋根と金属屋根の比較検討の優位性の資料の作成、災害公営住宅の復興補助制度の特例加算採用のことに加えて、集団移転促進事業区域内でのPR展示ブースの確保などについて進めております。

なお、このような施策案がまとまり次第、御審議を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、御答弁とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

まず、教育行政のほうでちょっと、答弁いただきまして、ありがとうございます。

なるほど軽重によって、大きくA、B2種類の委員会に分かれているということですが、先ほどの推進レベルBの2つ目の、今防災が非常に一番危惧されることでありますので、学校防災検討委員会の詳細についてお聞きしたいと思います。

また、瓦のほうですけれども、吉岡市長と愛陶工の野口理事長のトップセールスが実施されて、PRされているとのことで、ぜひともよい結果が出ることを願ってやみませんが、先ほどの答弁の中で、復興支援策として瓦屋根と金属屋根の比較検討の優位性の資料作成という話があったかと思いますが、その具体的な内容について教えていただきたいと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 学校防災検討委員会について、もう少し詳しく説明させていただきます。

現在、地震災害の基幹避難所として小中学校の体育館が指定されております。ひとたび大きな自然災害が起これば、教育公務員として最優先すべき子供の安否確認、また避難所運営の支援のためにも勤務先に駆けつける責務があります。

そこで、県費負担職員である小中学校教職員の対応のあり方、高浜市内外の在住者の人数、さらには、それぞれの自宅から勤務先まで徒歩または自転車にかかる時間など、さまざまな基本調査をする必要があります。

そして、避難所の開設、運営の支援のあり方など、地域の防災拠点として学校が機能するように、地域と協働しながら市内小中学校共通のマニュアルを作成し、教職員へ周知していきます。

以上のことを推進するために、都市防災グループも検討委員に加わってもらい、協働して進めてまいります。また、具体的・実地的な推進ができるように名古屋大学減災連携研究センターの防災教育スーパーバイザーを助言者に招きます。

さらには、市民会議、学校教育分科会とも連携し、本委員会で検討した案件について地域目線、保護者目線での御意見をいただくことで、学校、行政、地域との協働で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 瓦屋根と金属屋根の比較の検討の優位性の資料でございますが、具体的に申しますと、地域型復興住宅モデルプランをもとに、瓦屋根と板金屋根のランニングコストを比較検討したものでございます。

一例を申し上げますと、木造2階建ての地域型復興住宅モデルプラン1、屋根面積約107平方メートルで、20年分の屋根材に係るメンテナンス費用を含んだ建設費を比較検討した結果、当初の建設費では、瓦屋根のほうが屋根施工費で約31万円、柱、筋交い等の構造部材で約14万円、合計で45万円ほど高くなりますが、瓦屋根については、向こう30年間メンテナンス不要なのに対し、板金屋根の場合、概ね10年で塗りかえの必要があるとして、2回分の塗りかえにかかる費用と、その足場代を含めた価格は約100万円となり、結果としてその差額約55万円ほどが板金屋根のほうが高くなるということを示したものでございます。

○議長（内藤皓嗣） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

学校防災検討委員会のほうですけれども、こちらのほうは先生のほうの御協力をぜひお願いしたいのと、やはり市との連携が非常にうまくいくように、これからまだまだ十分に検討が必要になるのかなと思っております。

今回、南海トラフの記事が5月下旬に出てましたんですが、まず、現在でも各学校における防災教育の現状、今の状態を、教育行政については、ちょっと最後にお聞きしたいと思います。

それともう一つ、三州瓦についてですけれども、地場産業であります三州瓦、最初の答弁でもお答えをいただきましたが、やはり長期的に見れば、瓦の優位性については揺るぎないものだというのはどなたも御存じかと思えます。

しかしながら、どうしても初期の建設費用が多くかかってしまうという点は、三州瓦を採用していただく上では非常に難点になるかと思えますが、そのあたりについて、先ほど答弁いただきました岩沼市の復興住宅に対して、どのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 各校における防災教育の現状についてお答えいたします。

高浜市内の全ての小中学校に学校防災委員会を設置し、学校の危機管理に関する対応について検討しております。また、毎年地震、風水害、不審者対応等の避難訓練を実施し、不測の事態に備えております。

昨年度の取り組みの具体例として、津波被害が想定される港小学校では、児童が高浜南部幼稚園児の手を引いて、高台にある高浜小学校体育館に避難する合同訓練を行いました。

さらには翼小学校や港小学校では、防災教育をカリキュラムの中に位置づけ、それぞれ防災袋の中身を自分で考えたり、グループで調べたことを防災パンフレットにまとめ、地域に配布したりしました。

今年度につきましては、高浜カリキュラムの中に、全ての小学校において防災教育を5年生で扱うように位置づけました。

具体例として翼小学校の取り組みを紹介します。「災害から身を守ろう～私たちにできること～」という単元を組んでいます。災害について学んだ後、近い将来起こるであろう東海地震について、それに備えて自分たちができる防災対策を考え、実際に準備させる構想です。例えば防災袋に入れる絶対必要なものを考えたり、防災マップに載せるとよい情報を考えたりします。

市内全ての小学校では、平成28年度完全実施に向けて、他校や先進校の実践を参考にしながら、各校の実情に合わせた指導計画作成、実践に取り組み始めたところであります。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 岩沼市の復興住宅に対してどのように考えているかというお話であったかと思えますが、岩沼市の関係者の方々とお話をさせていただく中で、やはりネックとなるのは、初期の建設費用であるとのことでありました。

そこで、愛知県陶器瓦工業組合におかれましては、岩沼市を含め、東日本大震災被災地の復興住宅の瓦屋根施工に対し、1棟当たり10万円を交付する補助事業を検討され、平成25年度は200棟分2,000万円の予算を確保されております。

また、国土交通省は、災害公営住宅建設における補助制度の中で、景観への配慮や塩害対策な

ど特別な工事が必要な場合、予算を上乗せする特例加算を認めており、瓦屋根についてその特例加算として認めていただけるよう国土交通省に要望され、その結果、瓦屋根については特例加算の対象として認めていただけるなど、三州瓦の採用に向けて鋭意努力しておみえになります。

そこで、本市におきましても、交流のあります岩沼市に対して、岩沼市が建設する災害公営住宅の屋根材に三州瓦を採用していただいた場合の建設費用のうち、金属屋根と瓦屋根との差額分の一部を災害復興支援費として助成できないか相手方であります岩沼市と調整をいたしております。

なお、調整が整いました暁には、御審議のほう賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

各校の防災教育ということで、まずは最悪の場合、子供たちにはぜひとも生き残ってもらいたいと思いますので、やはり学生さんたちの教育は非常に大切ではないかと思っております。

瓦産業のほうですけれども、公営住宅の屋根材として、公営ということなんで、何らかのルールが必要になるのかもしれませんが、その点も必要ならば、検討をお願いしたいと思っております。

窯業議員連盟の議員である私たちも愛陶工といろいろ提案をして、高浜市及び近隣市の瓦業界の発展にできるだけ尽くしていきたいと思っております。

今近隣市といいまして、本市は、高浜市は福祉自治体ユニットや復興支援など、交流の経過から岩沼市に対して復興支援策を検討しているとのことですが、三州瓦については、高浜市、隣の碧南市においても産地であると思っております。

そこで、碧南市の状況について、わかる範囲で結構ですので、お聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいま浅岡議員のほうから碧南市のことをお尋ねになりました。

実は先月、私も碧南市の担当部長さんと、それから愛陶工さんと一緒に東北のほう、岩沼、それから塩釜のほうへ行ってきました。

碧南市のほうは、東日本大震災の発災後、宮城県の塩釜のほうに職員を派遣されておるということ、それから、それを契機に災害応援協定というのを結ばれております。

そこで、碧南市さんについては塩釜のほうに支援をしていきたいんだという明確な考え方を持っておられます。

私どもの市と、それから碧南の場合は、今議員の中にもお話出てまいりましたように、三州瓦の一つの産地として、愛知県陶器瓦工業組合さんを通して補助金の支援だとか、支援策というの

をしまいにしました。

今、実は現状は岩沼市と塩釜市というのは、やはり、ちょっと復興の進捗度合いというか、進行度合いが若干違いがございますが、今後は碧南市と、それから愛知県陶器瓦工業組合さんと私どもと連携を図りつつ、そういった支援策を準備をしまいにしたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

ぜひとも高浜市と碧南市連携のもと、さらなる瓦業界及びそれに関係する高浜市近隣の皆様方の業界の発展を願って、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） きょうの内藤とし子議員の質問の中で、平和行政についてですけれども、「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネルの購入の件で、資料は足りているというふうに答弁されていますけれども、これについて根拠と、その資料について主なものでよろしいのをお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） パネルにつきまして、足りているというお話ですけれども、今現在本市では、何回も答弁しておりますように、かわら美術館での企画展を通じて平和の取り組みを行っております。かわら美術館の企画展の中では、やはり、美術館の作品の中から作品を選んでくるものですから、十分その中で作品は足りておるという考え方を持っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） このパネルですけれども、例えば市民が借りようと思うと、どういう手続だとかいうことになりますか。

○議長（内藤皓嗣） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） この原爆のパネルを市民が借りるということは、恐らく使い勝手として、そのようなことは想定されていないという考え方でございます。要は原爆パネルを使って、近隣の自治体を見ておられますと、どこか図書館だとか、そういうところに飾って市民の皆さんに見ていただくという使い方でございますので、それを市民の個人にお貸しするという考え方は、多分ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。



---

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明14日から16日までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。

よって明14日から16日までを休会といたすことに決定いたしました。

再開は6月17日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後2時19分散会

---